

市町村への国県支出金の概要

平成23年度

山梨県総務部市町村課 編

目 次

凡 例	1
企 画 県 民 部	
企 画 課	2
情 報 政 策 課	3
統 計 調 査 課	5
県 民 生 活 ・ 男 女 参 画 課	6
リニア交通局	
交 通 政 策 課	7
総 務 部	
税 務 課	9
管 財 課	10
市 町 村 課	11
消 防 防 災 課	14
福 祉 保 健 部	
福 祉 保 健 総 務 課	15
長 寿 社 会 課	17
国 保 援 護 課	19
児 童 家 庭 課	21
障 害 福 祉 課	28
医 務 課	31
衛 生 薬 務 課	34
健 康 増 進 課	38
森 林 環 境 部	
環 境 創 造 課	46
大 気 水 質 保 全 課	47
環 境 整 備 課	51
み どり 自 然 課	52
森 林 整 備 課	53
林 業 振 興 課	55
治 山 林 道 課	56

産 業 労 働 部		
商 業 振 興 金 融 課	58
産 業 集 積 推 進 課	59
労 政 雇 用 課	60
観 光 部		
観 光 資 源 課	62
農 政 部		
農 政 総 務 課	63
農 村 振 興 課	64
果 樹 食 品 流 通 課	66
畜 産 課	67
花 き 農 水 産 課	68
農 業 技 術 課	69
耕 地 課	70
県 土 整 備 部		
県 土 整 備 総 務 課	72
(美しい県土づくり推進室)		
道 路 整 備 課	73
治 水 課	74
都 市 計 画 課	75
下 水 道 課	76
建 築 住 宅 課	78
教 育 委 員 会		
学 校 施 設 課	83
義 務 教 育 課	88
高 校 教 育 課	89
社 会 教 育 課	90
ス ポ ー ツ 健 康 課	91
学 術 文 化 財 課	94
参 考		
国・県以外から市町村へ交付される補助金等	95
平成23年度地方債の概要	102
平成23年度市町村振興資金貸付対象事業	107
市 町 村 へ の 貸 付 金	108

凡 例

1 本資料は国又は県等から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金、助成金等(以下、国県支出金)について掲載しています。

2 国県支出金については、県の担当部局順、担当課順に掲載しています。

3 資料表中の説明

(1) 「主管課」欄は、国県支出金等を所掌している県の担当課等です。

(2) 「直接・間接・県単の区分」欄

直 接……国庫支出金のうち県の予算を通さず、国庫支出官名で直接市町村に対し交付されるもの。

間 接……国庫支出金のうち県の予算を通して市町村へ交付されるもの及び国庫支出金に更に県の補助負担分を加えて県の予算に計上して市町村に交付されるもの。

県 単……国庫支出金を伴わない県単独のもの及び国庫支出金を伴うものであっても法令で定められた国の補助負担分以上に交付されるもの。

(3) 「補助率」欄は、国及び県等の負担割合の合計を記載しており、市町村の負担割合は除いています。

(4) (過)・(強)・(人)・(基)・(山)・(新) 表示の説明

(過)……過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく補助率の嵩上げ等の適用

(強)……大規模地震対策特別措置法の規定に基づく「地震防災対策強化地域」の補助率の嵩上げ等の適用

(人)……消防施設強化促進法施行令の規定に基づく「人口急増地域」の補助率の嵩上げ等の適用

(基)……基幹統計

(山)……山村振興法に基づく指定地区の補助率の嵩上げ等の適用

(新)……平成23年度から、補助金等が新設されたこと等により掲載した項目

(5) (財)・(独)略号の説明

(財)……財団法人

(独)……独立行政法人

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
企 画 課	県	山梨県土地利用規制等対策費交付金	県単	国土利用計画法の規定に基づく土地利用規制等対策事業を推進するため、市町村において必要な次に掲げる事業 ・規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業 ・土地取引の届出及び勧告に関する事業 ・遊休土地の利用促進に関する事業	定額				山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱		
									<p style="text-align: center;">補 助 基 準 等</p> <p>1 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業</p> <p>ア 土地取引許可申請件数割額 当該事業予算総額×0.6× 当該市町村土地取引許可申請件数／県内土地取引許可申請件数</p> <p>イ 指定面積割額 当該事業予算総額×0.4× 当該市町村指定面積／県内指定面積</p> <p>2 土地取引の届出及び勧告に関する事業</p> <p>ア 通常分</p> <p>(ア) 均等割額 当該事業予算総額×0.15×1／県内市町村数</p> <p>(イ) 土地取引件数割額 当該事業予算総額×0.2× 当該市町村土地取引件数／県内土地取引件数</p> <p>(ウ) 届出件数割額 当該事業予算総額×0.4× 当該市町村土地取引届出件数／県内土地取引届出件数</p> <p>(エ) 人口割額 当該事業予算総額×0.2×当該市町村人口／県内人口</p> <p>(オ) 面積割額 当該事業予算総額×0.05×当該市町村面積／県面積</p> <p>イ 監視区域加算分 当該市町村の監視区域に係る届出件数×予算で定める定額</p> <p>3 遊休土地の利用促進に関する事業 当該事業予算総額×当該市町村調査件数／県内調査件数</p>		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
情報政策課	総務省	携帯電話等エリア整備事業	間接	基地局施設整備事業 (携帯電話等の移動通信サービスが提供されていない地域における基地局施設の整備)	7/10 4/5 (※)	1/2 2/3 (※)	1/5 2/15 (※)	3/10 1/5 (※)	基地局施設(局舎、鉄塔、無線設備等)	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱 山梨県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要綱	過疎・辺地、山村、特定農山村 ※ 世帯数が100世帯未満	
			直接	伝送路施設整備事業 (携帯電話等の移動通信サービスが提供されていない地域における伝送路施設の整備)	1/2 2/3 (※)	1/2 2/3 (※)						無線通信事業者等が携帯電話の無線システムによるサービスを提供しようとする場合に、無線通信事業者若しくは一般社団法人等が整備する当該システムに必要な有線伝送路の整備費用の一部を補助
		地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業	直接	難視対策用デジタル新局の整備支援 (新たな難視聴地域をデジタル中継局により解消する場合の整備費用に対し支援)	2/3	2/3		1/3	中継局施設(局舎、鉄塔等)	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	過疎・辺地、山村、特定農山村	
			直接	後発民放のデジタル新局等の整備支援 (民放アナログ中継局が未整備の地域において、デジタル中継局の新設を支援。また、当該デジタル新局に共同建設する先発民放局の整備をあわせて支援)	1/2	1/2		1/2				
			直接	有線共聴施設整備支援事業 (山間部等においてテレビ放送を受信するために共聴施設を整備)	1/2 (改修) 2/3 (新設) 定額 (※1)	1/2 (改修) 2/3 (新設) 定額 (※1)		1/2 (改修) (※2) 1/3 (新設) (※2)	受信点整備の移設費、改修費等 (加入1世帯あたり、35,000円以上の負担がある場合が補助対象)			デジタルテレビジョン放送の視聴が困難な地域にある共聴施設が対象 ※1 受信点移設に伴う伝送路整備費(1Kmを超える部分に限る) ※2 市町村又は対象共聴施設が負担
			直接	無線共聴施設整備支援事業 (山間部等においてテレビ放送を受信するために共聴施設を整備)	1/2 (改修) 2/3 (新設) 定額 (※1)	1/2 (改修) 2/3 (新設) 定額 (※1)		1/2 (改修) (※2) 1/3 (新設) (※2)	受信アンテナ、デジタルヘッドエンド、有線伝送路、受信装置、ギャップファイラー等の整備費 (新たな難視聴地域において共聴施設を新設する場合補助率2/3)			
			直接	ケーブルテレビ等への移行 (共聴施設のケーブルテレビ等への移行に対して補助)	1/2	1/2		1/2 (※2)	ケーブルテレビまたは有線役員利用放送へ移行する場合の初期費用及び撤去費用 (加入1世帯あたり、35,000円以上の負担がある場合が補助対象)			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
情報 報 政 策 課	総務 省	地域ICT利活用広域連携事業	直接	医療、介護、福祉、防災などの公共分野において、複数の地方公共団体等が広域連携し、地域に密着したICT人材を育成・活用しながら、ICTを導入・利活用することにより、地域公共サービスの充実に資する取り組みを委託事業として実施する。	10/10	10/10			対象経費：人材育成・招へい費、システム設計・構築費、機器類整備費 ※ネットワークインフラ等基盤整備は対象外 委託先：地方公共団体、第3セクター、地方公共団体の推薦を受けたNPO法人 委託金額：1事業につき1,000万円以上2億円以下	地域ICT利活用広域連携事業実施要領	総務省委託事業 平成23年度に新規案件は採択しない。
		(新)情報通信利用環境整備推進交付金	直接	すべての世帯でのブロードバンドサービス利用の実現を目指して、超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、教育・医療等の公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する。	1/3	1/3		2/3	補助対象： ①本体施設(光電変換装置、線路設備、ヘッドエンド装置、無線アクセス装置等) ②附帯施設(局舎施設、電源供給施設、構内伝送路等)		以下の条件を全て満たす地域 ①過疎地等の条件不利地域を含む地域 ②超高速ブロードバンド未整備地域 ③整備対象地域において利用世帯数が十分に見込まれる地域

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
統計調査課	総務省	国勢調査市町村交付金 (基)	間接	国勢調査(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務)	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	国勢調査令 国勢調査施行規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成 23年度は該当なし
		住宅・土地統計調査市町村交付金 (基)	間接	住宅・土地統計調査(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務)	10/10	10/10			同上	住宅・土地統計調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成 23年度は該当なし
		就業構造基本調査市町村交付金 (基)	間接	就業構造基本調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	就業構造基本調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成 23年度は該当なし
		全国消費実態調査市町村交付金 (基)	間接	全国消費実態調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	全国消費実態調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成 23年度は該当なし
		全国物価統計調査市町村交付金 (基)	間接	全国物価統計調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	全国物価統計調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成 23年度は該当なし
		経済センサスー基礎調査市町村 交付金 (基)	間接	経済センサスー基礎調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			同上	経済センサス基礎調査規 則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	周期調査のため平成 23年度は該当なし (平成21年度実施)
		農林業センサス市町村交付金 (基)	間接	世界農林業センサス(5年ごとの本調査及び翌年度の審査・集計 事務)	10/10	10/10			同上	農林業センサス規則 農林業センサス委託費取 扱要綱	周期調査のため平成 23年度は該当なし
		工業統計調査市町村交付金 (基)	間接	工業統計調査(毎年)	10/10	10/10			同上	工業統計調査規則 商工業統計調査事務等 地方公共団体委託費交 付要綱	経済センサスー活動 調査実施年は中止の ため平成23年度は該 当なし
		商業統計調査市町村交付金 (基)	間接	商業統計調査(5年ごとの本調査及び本調査を行った年から3年 目の簡易調査)	10/10	10/10			同上	商業統計調査規則 商工業統計調査事務等 地方公共団体委託費交 付要綱	経済センサスー活動 調査実施年は中止の ため平成23年度は該 当なし
		学校基本調査市町村交付金 (基)	間接	学校基本調査(毎年)	10/10	10/10			事務費	学校基本調査規則 教育統計調査委託費の 取扱について	
経済センサスー活動調査市町村 交付金 (新基)	間接	経済センサスー活動調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	平成23年度実施		
経済センサス調査区管理市町村 交付金 (新基)	間接	経済センサス調査区管理(毎年)	10/10	10/10			事務費	基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	経済センサスー基礎 調査の調査区管理か ら移行		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
県民生活・男女参画課	法務省	人権啓発活動地方委託事業	間接	地域人権啓発活動活性化事業 ・人権啓発講演会を開催する。 ・地域の祭りやイベントの際、人権擁護委員のコーナーを設置し、参加者へ啓発資料、啓発物品を配布する。 ・人権週間等の際に、啓発用旗・懸垂幕・横断幕を掲示し、人権啓発を行う。	10/10	10/10				人権啓発活動地方委託要綱 人権啓発活動地方委託事業再委託要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
交通政策課	県	山梨県生活バス路線維持費補助金	県単	広域的・幹線の路線に準じる生活交通路線について、助成措置を講じる市町村に対し補助を行う。	1/2		1/2	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村にまたがる路線 ・キロ程10km以上 ・1日の輸送量が15人未満 ・1日の運送回数が3回以上(地域協議会が認めた場合は、平日1日あたりの運行回数が3回以上) ・広域行政圏の中心都市にアクセス ・地域協議会で維持確保が必要とされた路線 ※上記条件全てに該当する路線の補助対象経常費用と経常収益の差額(2年を限度)	山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱	
		山梨県市町村自主運営バス補助金	県単	県民生活に必要なバス路線の運行を確保し、地域住民の福祉を増進するため、廃止路線代替バスを運営する市町村に対し補助を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・運行費に対する補助 ・車両購入に対する補助 ・初年度開設経費に対する補助 車庫、停留所、待合所など	1/2		1/2	1/2	補助対象路線 ①廃止路線と輸送目的が同じ ②廃止されて1年以内に運行開始したもの ③競合するバス路線がない 補助対象経費の限度額(運航費) 欠損額又は、83,47円(乗車人員が29人をこえる場合は107,34円)×実車走行キロのいずれか少ない額 (車両購入費) 500万円×0.9又は実購入費×0.9のいずれか少ない額 (初年度開設費) 250万円と実購入費のいずれか少ない額	山梨県市町村自主運営バス補助金交付要綱	
国土交通省	国	自動車事故対策費補助金(都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業)	直接	オムニバスタウン整備総合対策事業(オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて事業を実施する場合に必要な調査、施設整備等に要する経費)	1/3 (調査を要する事業費については1/2)	1/3 (または1/2)		2/3 (または1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験・実証運行业務費のうち、運行開始から2カ年を経過した実証運行に係るものについては、補助対象としない。 ・実証実験・実証運行业務費のうち実証運行に係る一補助事業の各年度の補助金の額は、1,000万円を限度とする。 ・一補助事業に係る補助金交付額の下限額は、100万円とする。 ・補助対象地域は、原則として、3万人以上の都市及び当該都市に隣接し当該都市と事業を一体的に実施する市町村とする。 ・補助事業の実施については、バス活性化委員会(バス協会が主催)の承認を経るものとする。 ・補助事業の実施に当たっては、車両の自動車事故防止設備の設置、車両点検・整備体制及び運行管理体制の確立等の自動車事故防止対策があわせて行われるものとする。 	自動車事故対策費補助金交付要綱(都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業)	
				交通システム対策事業費(パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモジュール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス、共同輸配送システム及びITS等先駆的システムの整備に関する経費)	1/4	1/4		3/4			
				個別対策事業費(ターミナル等施設整備、バス走行環境改善システムの整備、超低床ノンステップバス導入、バス利用促進等啓発活動等の施設整備等に要する経費)	1/5 (安全性及び利便性の向上に特に配慮したバスターミナルの整備に係る補助率は1/3)	1/5 (または1/3)		4/5 (または2/3)			

(次ページにつづく)

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
交通政策課	国土交通省	(前ページつづき)		調査事業費(パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムについての計画策定のための調査に要する経費)	1/2	1/2		1/2	オムニバスタウン整備総合対策事業費、交通システム対策事業費及び調査事業費、実証実験・実証運行事業費に係る補助申請であつて、補助金の交付を受けようとする者が地方公共団体の場合、補助金の交付を受けて実施しようとする事業は、当該地方公共団体における交通安全計画による交通安全対策の一環として実施されるものとする。		
				実証実験・実証運行事業費(パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムについて、実証実験又は実証運行を行うことにより、当該施策の円滑な推進を図る事業の実施に要する経費)	1/2	1/2		1/2			
	山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金	県単	鉄道を利用する高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進するため、鉄道事業者が駅において行うバリアフリー化設備の整備に要する経費を補助する市町村に対して、補助を行う。	1/2	1/3	1/6	1/6	補助金の額は、市町村が補助する額の2分の1以内で、かつ補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内。 補助金の限度額は、1鉄道駅につき30,000千円。 補助対象事業は、以下の要件を満たす鉄道駅。 ①1日の乗降客が3,000人以上の駅。 ②1日の乗降客数が3,000人未満の駅については、交付要綱に定める該当駅とし、バリアフリー化設備を整備することが特に必要であると知事が認める駅。	山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正(H23.3.31)に伴い、県要綱改正作業中。	
	総務省	交通安全対策特別交付金	直接	交通安全施設の整備及び管理に関する経費のうち政令で定めるもの	定額	定額			交通事故発生件数、人口集中地区人口、改良済道路の延長及び道路法第17条第2項の規定による道路の延長を基礎とする政令で定める交付基準による。	交通安全対策特別交付金等に関する政令	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
税務課	県	個人県民税徴収取扱費交付金	県単	市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償(一般財源への交付金)	10/10		10/10		納税義務者数×3,300円、その他 7月、10月、1月、4月に交付	地方税法第47条、同法施行令第8条の3、同令附則第5条の3、県税条例第28条	
		利子割交付金	県単	県民税利子割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		(利子割収入額－法人への控除還付額±都道府県間の精算額)×59.4% 当該市町村における過去3年の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の26、同法施行令第9条の14・15	
		配当割交付金	県単	県民税配当割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された配当割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の47、同法施行令第9条の18・19	
		株式等譲渡所得割交付金	県単	県民税株式等譲渡所得割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された株式等譲渡所得割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 3月に交付	地方税法第71条の67、同法施行令第9条の22・23	
		地方消費税交付金	県単	地方消費税の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		(地方消費税収入額－徴収取扱費±都道府県間の精算額)×50% 交付額の50%ずつを市町村の国勢調査人口と事業所統計の従業者数で按分した額の合計額 6月、9月、12月、3月に交付	地方税法第72条の115、同法施行令第35条の21	
		ゴルフ場利用税交付金	県単	ゴルフ場所在市町村の関連施設整備等(一般財源への交付金)	10/10		10/10		ゴルフ場所在の市町村に当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の70% 8月、9月、12月、3月に交付	地方税法第103条、同法施行規則第8条の13、県税条例第89条の2	
		特別地方消費税交付金	県単	市町村が行うゴミ処理、道路、消防等の行政サービスの一部に充てる。(一般財源への交付金)	10/10		10/10		旅館、料理店等が所在する市町村に当該旅館、料理店等が県に納入(納付)した特別地方消費税収入額の50%(交付額が10万円以上の場合に交付する。) 3月に交付	平成12年度改正前地方税法第144条の2、平成12年度改正前同法施行規則第9条の3	
		自動車取得税交付金	県単	自動車取得税の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		自動車取得税収入額の66.5% 交付額の50%ずつを市町村道の延長と面積で按分する 8月、12月、3月に交付	地方税法第143条、同法施行令第42条の8・9	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
管財課	県	県有資産所在市町村交付金	県単	県有資産所在市町村交付金	10/10		10/10		交付金算定標準額の1.4/100	国有資産等所在市町村交付金法	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																
						国	県	市町村																			
市町村課	総務省	(新) 過疎地域等自立活性化推進交付金	直接	<p>1 過疎地域等自立活性化推進事業 先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援 ・産業振興(スモールビジネス振興) ・生活の安心・安全確保対策 ・集落の維持・活性化対策 ・移住・交流・若者の定住促進対策 ・地域文化伝承対策 ・環境貢献施策の推進</p> <p>2 過疎地域集落再編整備事業 (1) 集落移転事業(集落移転タイプ・へき地点在住居移転タイプ) (2) 定住促進団地整備事業 (3) 定住促進空き家活用事業 (4) 季節居住団地整備事業</p> <p>3 過疎地域遊休施設再整備事業 (1) 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するもの (2) 都市部等との人・文化・情報等による地域感交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 (3) 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 (4) 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 (5) 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。</p>	定額	定額			調査費、自立活性化推進費、市町村等事務費	過疎地域自立活性化推進交付金交付要綱																	
						1/2	1/2	1/2	移転の円滑化に要する経費 1戸あたり780千円～2,835千円以内 団地造成費 1㎡あたり3,200円以内 移転先住宅建設等助成費 1件 住宅 1,840千円以内 土地 500千円以内 等																		
					1/3	1/3	2/3	主要施設改修費 機能拡張にかかる附帯施設・設備 (1) 施設 ア：アトリエ、ギャラリー イ：テナント店舗(物販施設、体験工房等) ウ：景観整備施設(景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等) エ：その他必要と認められる施設 (2) 設備 ア：情報通信設備(パソコン、タッチパネル等通信端末を含む)																			
		市町村合併推進体制整備費補助金	直接	市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)に基づく合併市町村が、市町村建設計画に基づき実施する事業(合併に伴ってその必要性が生じた事業)の財政支援 ・合併市町村補助金 ※対象団体 平成17年3月31日までに合併申請し、平成18年3月31日までに合併した市町村	定額	定額		交付期間 ○各合併市町村の市町村建設計画の期間内	市町村合併推進体制整備費補助金交付要綱																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合併関係市町村人口</th> <th>補助金交付上限額(合計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～</td> <td>5,000(人)</td> <td>60,000千円</td> </tr> <tr> <td>5,001</td> <td>～ 10,000(人)</td> <td>90,000千円</td> </tr> <tr> <td>10,001</td> <td>～ 50,000(人)</td> <td>150,000千円</td> </tr> <tr> <td>50,001</td> <td>～ 100,000(人)</td> <td>210,000千円</td> </tr> <tr> <td>100,001</td> <td>～ (人)</td> <td>300,000千円</td> </tr> </tbody> </table>										合併関係市町村人口		補助金交付上限額(合計)	～	5,000(人)	60,000千円	5,001	～ 10,000(人)	90,000千円	10,001	～ 50,000(人)	150,000千円	50,001	～ 100,000(人)	210,000千円	100,001	～ (人)	300,000千円
合併関係市町村人口		補助金交付上限額(合計)																									
～	5,000(人)	60,000千円																									
5,001	～ 10,000(人)	90,000千円																									
10,001	～ 50,000(人)	150,000千円																									
50,001	～ 100,000(人)	210,000千円																									
100,001	～ (人)	300,000千円																									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市	国土交通省	防災集団移転促進事業費補助金	直接	自然災害が発生した地域又は災害危険区域にある住居の集団的移転補助	3/4	3/4		1/4	移転戸数10戸以上限度額 (甲地域) 17,265千円×戸数	防災集団移転促進事業費補助金交付要綱	
		集落活性化推進事業費補助金	直接	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設を再編・再生し、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化による雇用確保等を支援することを目的とする事業 以下に該当する事業の実施に必要な施設の整備(既存公共施設を活用するものに限り、設計、付帯設備の整備等を含む)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。 (1)地域ストック再編事業 地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業	1/2以内	1/2以内		1/2	・事業主体 対象地域を含む市町村、NPO法人、まちづくり協議会、まちづくりを目的とする団体 ・対象地域 ①豪雪地帯対策特別措置法2条2項により指定された豪雪地域 ②山村振興法7条1項の規定により指定された振興山村 ③過疎地域自立促進特別措置法2条2項により公示された地域 ・事業実施期間 3年以内 ・経費区分 ①施設整備費 ②事務費	集落活性化推進事業実施要領	
	町	経済産業省	電源立地地域対策交付金 (旧電源立地促進対策交付金)	直接	新規発電施設周辺地域の住民の福祉の向上を図るため必要があると認められる公共用施設の整備	定額	定額		交付期間:発電施設の設置工事が開始される年度から、運転開始して5年後までの間 対象発電施設の属する市町村数 1 5,000KW以上の発電所: 55,000千円 5,000KW未満の発電所: 40,000千円 2~3 5,000KW以上の発電所: 40,000千円 5,000KW未満の発電所: 25,000千円 4以上 5,000KW以上の発電所: 11,000千円 5,000KW未満の発電所: 80,000千円	発電用施設周辺地域整備法第7条 発電用施設周辺地域整備法施行令 電源立地地域対策交付金交付規則	
村	経済産業省	電源立地地域対策交付金 (旧水力発電施設周辺地域交付金)	間接	水力発電施設が設置されている市町村の区域内において執行される公共用施設の整備、地域活性化措置等の事業	定額	定額		交付限度額 4,400千円~	電源立地地域対策交付金交付規則 電源開発促進対策特別会計法第1条第2項 電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第1項第16号及び第32号	対象団体 14市町村	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村課	経済産業省	電源地域産業育成支援補助金	直接	電源地域(出力百万KW以上の発電用施設の所在市町村)の産業育成支援事業 市町村事業A (1)産業育成ビジョン作成及び地域開発専門家招聘事業 (2)人材養成事業 (3)産業育成融資事業 (4)マーケティング事業 (5)技術導入事業 (6)地域活性化イベント支援事業 市町村事業B (1)専門家招聘事業	3/4以内	3/4以内		1/4	交付限度額 市町村事業A (1) 8,250千円 (2) 4,500千円 (3) 15,000千円 (4) 10,500千円 (5) 18,000千円 (6) 14,250千円 市町村事業B (1) 3,000千円	電源地域産業育成支援補助金交付要綱 電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第1項24号ロ及びハ	交付対象は、電源立地地域対策交付金が交付されない市町村
	県	市町村合併支援特別交付金	県単	市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)に基づく合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するために必要な財政支援 ※対象団体 合併推進構想に位置づけられた市町村の組合せによる合併市町村	定額		定額		交付限度額 1億円 ただし、合併市町村の数が2を超える場合は1億円にその超える数が増すごとに1億円を加えた額を上限とする。	山梨県市町村合併支援特別交付金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
消防防	防衛省	自衛官募集事務地方公共団体委託費	直接	自衛官募集事務	10/10	10/10			○均等割 ○入隊者割 ○重点市町村については特別交付割増し	自衛隊法第97条第3項		
		緊急消防援助隊設備整備費補助金	直接	緊急消防援助隊関係設備 ・災害対応特殊消防ポンプ自動車 ・災害対応特殊救急自動車 ・救助工作車Ⅱ型、Ⅲ型 ・テロ対策用特殊救助資機材 ・支援車 等	1/2	1/2		1/2	当該年度の補助基準単価による	救急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱		
	消防庁	(新) 消防防災施設整備費補助金	直接	消防防災施設の整備事業 ・耐震性貯水槽	3/4	(直接) 1/2	(県単) 1/4	1/4	地震防災対策特別措置法等に基づく補助特例の適用	消防防災施設整備費補助金交付要綱		
					・備蓄倉庫	3/5	1/2	1/10	2/5		1/2	
					(林野分) ・防火水槽	1/3	1/3	1/6	1/2			
					・林野火災用活動拠点広場 ・高機能消防指令センター総合整備事業(人口10万人以上) ・広域訓練拠点施設整備事業	1/3	1/3		2/3		当該年度の補助基準単価による	
	課	県	緊急消防援助隊活動費負担金	直接	消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動	10/10(国)				交付対象経費の全部	緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱	
			山梨県消防防災施設等整備費補助金	県単	地震防災対策の一層の推進を図るとともに地震防災対策強化地域の未指定村(2)に対する補助率の格差是正のための補助制度 ・耐震性貯水槽 ・備蓄倉庫 (林野分) ・防火水槽	3/4 3/5 1/2	(直接) 1/2 1/3	(県単) 1/4 1/6	1/4 2/5 1/2	国の消防防災施設整備費補助金及び消防防災設備整備費補助金の上乗せ(耐震性貯水槽、備蓄倉庫) 地震防災対策強化地域とその他の地域との補助率の平準化を図るため県単で上乗せ(防火水槽・林野分のみ)	山梨県消防防災施設等整備費補助金交付要綱	
	課	県	(新) 山梨県消防救急無線広域化・共同化推進費補助金	県単	平成23年度に山梨県消防広域化推進協議会が実施する、消防救急デジタル無線の電波伝搬調査に対して、市町村または消防本部が負担する事業	1/2		1/2	1/2	1,500万円(上限)	山梨県消防救急無線広域化・共同化推進費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
福祉保健総務課	厚生労働省	災害弔慰金補助金	間接	災害弔慰金支給事業	3/4	2/4	1/4	1/4	○対象災害 ・1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等 ○支給対象 ・災害により死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母 ○支給額 ・生計維持者の死亡 500万円 ・その他の者の死亡 250万円	災害弔慰金の支給等に関する法律 山梨県災害弔慰金等補助金交付要綱	
		災害障害見舞金補助金	間接	災害障害見舞金支給事業	3/4	2/4	1/4	1/4	○対象災害 ・災害弔慰金と同じ ○支給対象 ・災害により重度の障害を受けた者 ○支給額 ・生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ・その他の者が障害を受けた場合 125万円	災害弔慰金の支給等に関する法律 山梨県災害弔慰金等補助金交付要綱	
		災害援護資金貸付金	間接	災害援護資金貸付事業	3/3	2/3	1/3		○対象災害 ・県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 ○貸付対象 ・災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯主(所得制限あり) ○貸付限度額 350万円	災害弔慰金の支給等に関する法律 災害援護資金貸付要綱	
		セーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業)	直接	地域福祉推進のための先駆的・試行的事業	1/2	1/2		1/2	厚生労働大臣が必要と認めた額	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	
			間接	地域福祉活動を活性化する事業(地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組、生活不安定者に対する自立支援の取組)	3/3	2/3	1/3				
		セーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活創造事業)	直接	一人暮らし世帯等への見守り及び買い物支援	10/10	10/10					

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
福祉保健総務課	県	単独災害弔慰金補助金	県単	災害弔慰金支給事業	1/2		1/2	1/2	○対象災害 ・法に基づく災害弔慰金と同じ ○支給対象 ・災害により死亡した者と生計を一にしている兄弟姉妹 ○支給額 ・法に基づく災害弔慰金と同じ	県単独災害弔慰金補助金交付要綱	
		山梨県小災害内規適用に伴う、救助費見舞金	県単	災害救助事業 災害見舞金の支給 災害弔慰金の支給	10/10		10/10		○災害の範囲 ・滅失世帯が災害救助法適用基準の半数程度以上に達した場合等 ○支給額 ・災害見舞金 1世帯、最高3万円以内 ・災害弔慰金 1人5万円	山梨県小災害内規	
		市町村災害見舞金	県単	災害が発生した市町村に対する見舞金の支給	10/10		10/10		災害の程度により30万円～300万円	山梨県災害見舞金に関する内規	
		生活困窮者支援対策事業費補助金	県単	・住宅手当緊急特別措置事業 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ・公営住宅の間仕切り等実施事業 ・生活保護受給者就労支援事業	10/10		10/10		・市が行う住宅手当緊急特別措置事業の実施に必要な経費として知事が認めた額 ・市町村(一部事務組合、広域連合含む)が行うホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業、ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)、ホームレス能力活用推進事業及びNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施に必要な経費として知事が認めた額 ・市町村が行う公営住宅の間仕切り工事等に必要な経費(公営住宅1戸あたり31万5千円を限度) ・市が行う生活保護受給者の就労支援事業の実施に必要な経費として知事が認めた額	山梨県生活困窮者支援対策事業費補助金交付要綱	緊急雇用創出事業 臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として実施

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間 接 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
長 寿 社 会 課	厚 生 労 働 省	財政安定化基金貸付金・交付金	間接	市町村の介護保険財政の財源不足に対する資金の貸付・交付	定額	定額	定額	定額	保険料未納や給付費の見込み誤りによる財源不足	介護保険法第147条	
		高齢者社会活動推進等事業費補助金	間接	高齢者地域福祉推進事業 ・老人クラブ助成事業 ・市町村老人クラブ連合会活動促進事業 ・健康づくり・介護予防事業	2/3	1/3	1/3	1/3	厚生労働大臣及び知事が必要と認められた額	県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱	
		社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度対策費補助金	間接	低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合の当該社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成 ・対象となる法人 軽減実施の申出を行った社会福祉法人等 ・対象となるサービス 特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス等 ・対象者は市町村民税世帯非課税で特に生計が困難な者	3/4	1/2	1/4	1/4	軽減実施の申出を行った社会福祉法人等 対象サービス ・特別養護老人ホーム ・デイサービス ・ショートステイサービス ・ホームヘルプサービス等 厚生労働大臣及び知事が必要と認められた額	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	
		障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業費補助金	間接	・低所得者であって、障害者施策による訪問介護等を利用していたものについての、訪問介護等に係る利用者負担の軽減	3/4	1/2	1/4	1/4	厚生労働大臣及び知事が必要と認められた額	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補 助 率	負 担 割 合			補 助 基 準 等	根拠法令等	備 考
						国	県	市町村			
国 保 援 課	厚 生 労 働 省	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	直接	特定健診・特定保健指導に要する経費	2/3	1/3	1/3	1/3	一人当たり助成補助額×人数	国民健康保険法第72条の4	
		中国残留邦人等地域生活支援事業実施に伴うセーフティネット支援対策等事業費補助金	直接	地域生活支援事業実施に要する費用 ①地域研修会 ②交流事業	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	
		遺族及留守家族等援護事務委託費(支援・相談員配置経費)	直接	特定中国残留邦人等の支援給付実施機関に配置する支援・相談員雇上経費等	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	支援・相談員の配置等に関する実施要領	
		調整交付金 1 普通調整交付金	直接	保険者間の財政力の不均衡等を調整するためのもの	省令による算定額	省令による算定額			○厚生労働省令の定めるところにより、市町村の被保険者に係る所得を基準として算定する額(調整対象収入額)が療養の給付及び療養額の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額の合計額を基準として算定する額(調整対象需要額)に満たない市町村に対し交付する。	国民健康保険法第72条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令 国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱	
		2 特別調整交付金	直接	前記以外に災害その他特別な事情がある場合に財政面の不均衡等を調整するためのもの					○特別な事情がある場合に、それらの事情を考慮して市町村に交付する。		
		3 直営診療施設整備分	直接	地理的条件等によって診療施設の運営が困難であると思われる保険者等が行う施設の整備事業に要する費用					○市町村が行う国民健康保険の診療所及び病院等の建物並びに医療機械等の設置又は整備		
		療養給付費等負担金	直接	国民健康保険事業で行う療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用	34/100	34/100		66/100	療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額に給付率を乗じて得た額	国民健康保険法第70条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令	
		国民健康保険保険基盤安定負担金	直接	低所得者の加入割合が高い国民健康保険の保険料(税)負担の緩和を図る事業	3/4		3/4	1/4	一般会計から国保会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	国民健康保険法第72条の3第2項 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	
		国民健康保険保険者支援制度負担金	直接	保険料(税)軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険料の一定割合を公費で補てん	3/4	1/2	1/4	1/4	一般会計から国保会計へ繰入れる政令により算定した額	国民健康保険法附則第24条第2項、第3項 国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	
		国民健康保険高額医療費共同事業負担金	直接	高額な医療給付の発生による保険者の財政運営への影響を緩和するための再保険制度	1/2	1/4	1/4	1/2	市町村が拠出する高額医療費共同事業拠出金の額	国民健康保険法附則第26条第5項	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国保課	県	後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金	県単	低所得者等の保険料負担軽減のため、公費補てんに要する経費	3/4		3/4	1/4	一般会計から後期高齢者特別会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	高齢者の医療の確保に関する法律第99条 山梨県後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金交付要綱	
		老人医療費支給事業補助金	県単	68・69歳の市町村民税世帯非課税者の保険診療に係る自己負担額に対する助成	1/2		1/2	1/2	保険診療に伴い老人が負担すべき自己負担額から高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を公費で負担する。	山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱	
		県単老人医療費支給事務費補助金	県単	県単老人医療制度の実施に要する事務費	1/2		1/2	1/2	○審査支払手数料 ○県単老人医療費支給事業に係る需用費等の事務費	山梨県県単老人医療費支給事務費補助金交付要綱	
		国民健康保険老人医療対策事業費補助金	県単	県単老人医療制度の実施に伴い、波及的に増加する国民健康保険の財政負担の軽減	3/5		3/5	2/5	国保保険者が負担する療養の給付及び療養費の支給に要する費用のうち、県単老人医療費支給事業実施に伴う費用負担増について公費補助	山梨県国民健康保険老人医療対策事業費補助金交付要綱	
		国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金	県単	国民健康保険直営診療所補助分 へき地等の国保診療所のうち医師確保困難、診療圏人口僅少等構造的な不採算施設の健全な運営を確保するため運営費について特別調整交付金交付対象施設に対し、県単で補助	過疎 準過疎 1/3 その他 1/4		1/3	2/3	国保調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条による特別調整交付金の交付対象となった診療施設の運営に要する経費で同算定省令の計算の例により算出した額	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱	
					1/3	1/3	2/3	無医地区又は無医地区に準ずる地区へ医師を継続的に派遣する事業			
		県国民健康保険調整交付金 1 県普通調整交付金	県単	保険給付等に要する費用の一定割合を交付し保険財政の安定化を図る。	要綱 による 算定額		要綱 による 算定額		○療養の給付に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する額の合算額を基準に交付する。	国民健康保険法第72条の2 山梨県国民健康保険調整交付金条例	
2 県特別調整交付金		各保険者の医療費適正化及び収率率向上のための取組みを促進、評価するとともに保険者の責によらない特別な事情について調整					○医療費適正化及び収率率向上のための取組みその他特別な事情を考慮して交付する。	山梨県国民健康保険調整交付金交付要綱			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助 率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村				
児童 家庭 課	厚生 労働 省	生活保護費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費及び施設事務費	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費及び施設事務費	生活保護法第73条		
				市が支弁する被保護者の生活保護費及び施設事務費	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費及び施設事務費	生活保護法第75条		
		セーフティネット支援対策等事業費補助金	直接	自立支援プログラム策定実施推進事業 生活保護適正実施推進事業	10/10	10/10			市が行う体制整備強化、診療報酬請求の適正化、業務効率化などに要する経費	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱		
		児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	直接	市が行う婦人相談員活動強化対策事業	5/10	5/10		5/10	市が行う婦人相談員手当・活動費	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱		
		母子家庭等対策総合支援事業費補助金	直接	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等自立支援給付金事業	3/4	3/4	1/4 町村分	1/4 市分	・自立支援教育訓練給付金 受講料の20% (上限10万円、下限4千円) ・高等技能訓練促進費等 平成19年度以前入学者 月額141千円 平成20年度以降入学者 市町村民税非課税世帯 月額141千円 入学支援終了一時金 50千円 市町村民税課税世帯 月額70,500円 入学支援終了一時金 25千円	母子及び寡婦福祉法第31条、第42条、第45条 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
					10/10	10/10			・母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	市のみ対象	
		児童保護措置費・保育所運営費負担金	直接	児童福祉法による児童入所施設措置費等負担金 児童福祉法による私立保育所運営費負担金	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が私立保育所、助産施設、母子生活支援施設に児童等を入所させるのに要する経費を負担	児童福祉法第53条、第55条		
		児童手当交付金県負担金	直接	児童手当事業	被用者(0~3歳未満)	9/10	8/10	1/10	1/10	児童手当に要する経費 小学校修了前の対象児童 1人当たり月額 第1子及び第2子 3歳未満 10,000円 3歳以上 5,000円 第3子以降 10,000円	児童手当法第18条第1項、第2項	
					非被用者(0~3歳未満)	2/3	1/3	1/3	1/3			
					3歳~小学校修了前(第1子、第2子)	2/3	1/3	1/3	1/3			
3歳~小学校修了前(第3子以降)	2/3				1/3	1/3	1/3					

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童家庭課	厚生労働省	(国)次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)	直接	保育所整備事業(法人立のみ) 子育て支援のための拠点・施設	定額 (事業費の1/2を上限とする。)	定額			事業内容に対する交付基礎点数に基づき交付額を算出	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	平成21～23年度は安心こども基金で対応
		児童厚生施設等整備費補助金	間接	児童厚生施設等整備事業 児童館・児童センター・放課後児童クラブ室の施設整備(創設・改築・拡張・大規模修繕) ※ただし、創設・改築について、小型児童館及び児童センター(大型児童センターを除く)については、年長児童用整備を伴う整備をすること	2/3	1/3	1/3	1/3	1か所当たり基準額(施設) ・児童館 クラブ室未設置 32,298,000円 クラブ室設置 39,147,000円 ・児童センター クラブ室未設置 48,656,000円 クラブ室設置 55,505,000円 ・大型児童センター クラブ室未設置 64,914,000円 クラブ室設置 71,763,000円 1か所当たり基準額(児童館、児童センター初年度設備加算) 2,563,000円 放課後児童クラブ室 21,504,000円	山梨県児童厚生施設等整備費補助金交付要綱	
		次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	直接	市町村行動計画に基づき行う事業に対する助成 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・地域子育て支援拠点事業 等	定額 (事業費の1/2を限度とする)	定額			事業計画を総合的に評価(ポイント設定)し、その事業に必要な経費に対して交付	次世代育成支援対策交付金交付要綱	平成23年度から現物サービス拡充のための新たな交付金(子育て支援交付金)となる予定
		保育対策等促進事業費補助金 ・延長保育促進事業	間接	開所時間(11時間)を超えて延長保育を実施する民間保育所への助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・延長保育促進事業 1か所当たり年額基本分4,553,000円 加算分300,000円 ～5,337,000円 (延長時間に応じて支給)	山梨県保育対策等促進事業費補助金交付要綱	
		・特定保育事業	間接	保護者の就労形態の多様化により、一定程度継続的に児童を受け入れる保育所に対する助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・特定保育事業 1か所当たり年額270,000～5,130,000円 (年間延利用児童数に応じて支給)		
・病児・病後児保育事業	間接	病児・病後児を一時預かる病院や保育所等に対する助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・病児・病後児保育事業 1か所当たり年額2,400,000～24,150,000円				

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童家庭課	厚生労働省	・休日・夜間保育事業	間接	日曜・祝日等及び夜間に保育を行う保育所等への助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・休日保育事業 1か所当たり年額 基本分 1,331,000円 加算分 73,500 ～1,837,500円 (年間延利用児童数に 応じて支給)	山梨県保育対策等促進事業費補助金交付要綱	
		・保育環境改善等事業		既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置、保育所の分園、障害児受入のための助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・夜間保育推進事業 1か所当たり年額 2,460,000円 ・保育環境改善等事業 (1)基本改善事業 7,000,000円 (2)環境改善事業 1,000,000円		
		・待機児童解消促進等事業		待機児童解消の促進等に必要なる事業への助成	2/3	1/3	1/3	1/3	・家庭的保育事業 児童1人当たり月額 52,200円 ・許可化移行促進事業 1か所年額 2,000,000円 ・保育所体験特別事業 848,000円 ・保育所分園推進事業 1か所年額 1,200,000円 ・認可外保育施設の衛生・安全対策事業1市町村当たり年額 361,000円		
		児童扶養手当給付費負担金	直接	児童扶養手当給付事業	1/3	1/3	2/3 町村分	2/3 市分	児童扶養手当法に基づき支給する児童扶養手当費	児童扶養手当法第21条	
		児童環境づくり基盤整備事業費補助金	間接	民間児童館活動事業 児童福祉施設併設型民間児童館事業 地域組織活動育成事業	2/3	1/3	1/3	1/3	○民間児童館活動事業 1 児童館 1,799,000円 (1か所当たり年額) 2 児童センター 2,968,000円 (1か所当たり年額) ○児童福祉施設併設型民間児童館事業 9,990,000円 (1か所当たり年額) ○地域組織活動育成事業 189,000円 (1か所当たり年額)	山梨県児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱	平成23年度から現物サービス拡充のための新たな交付金(子育て支援交付金)となる予定

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童家庭課	厚生労働省	(前ページつづき)							○放課後子ども環境整備事業 (1)放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2)放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円 ○放課後児童クラブ支援事業 (1)ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 469,000円×事業数 (2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり 年額613,000円 (3)障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,520,000円×箇所数	山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱	
		山梨県安心子ども基金保育サービス等充実事業費補助金	間接	「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定子ども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。	1/2 1/2 1/2 2/3 1/2 3/4 1/2 1/2	1/2 1/2 1/2 1/3 1/2 1/2 1/2		1/4 1/4 1/2 1/3 1/4 1/4 1/2 1/2	・保育所緊急整備事業 定員規模による定額＋各種加算 ・賃貸物件による保育所整備事業 ①賃借料補助 ②改修費等補助 ③保育所開設準備費 ・子育て支援のための拠点施設整備事業 1施設当たり定額＋附帯工事費等 ・放課後児童クラブ設置促進事業 1施設当たり 10,000千円 ・認定子ども園整備事業費 定員規模による定額 ・認定子ども園事業費 年齢ごとの単価(月額) ・家庭的保育改修等事業 ①家庭的保育改修等事業 ②家庭的保育者研修事業 ・保育の質の向上のための研修事業等 ①登録保育士1人当たり 6,250円	山梨県安心子ども基金保育サービス等充実事業費補助金交付要綱	平成23年度まで
		山梨県安心子ども基金地域子育て創生事業費補助金	間接	「山梨県安心子ども基金」を活用し、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取り組みを支援することにより、全ての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境を整備する。	10/10	10/10			定額 (各事業を実施するために必要な金額)	山梨県安心子ども基金地域子育て創生事業費補助金交付要綱	平成23年度まで

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童 家庭 課	県	(新)山梨県安心こども基金児童虐待防止対策強化事業費補助金	間接	児童虐待防止のための体制強化、広報啓発、環境改善等の各事業を行う。	10/10	10/10			定額 (知事が必要と認めた額)	山梨県安心こども基金児童虐待防止対策強化事業費補助金交付要綱(仮)	平成23年度まで
		行路病人及び行路死亡人取扱費県負担金	県単	行路病人・死亡人取扱費	10/10		10/10		市町村が支弁した行路病人・死亡人取扱費	行路病人・死亡人取扱法第5条・第13条	
		山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	県単	ひとり親家庭医療費助成事業	1/2		1/2	1/2	18歳未満(18歳となった年度中は18歳未満とみなす)の児童を扶養しているひとり親家庭の親並びに当該児童及び父母のない児童の通院、入院に要する経費(入院時食事療養費は除く)	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱	
		山梨県へき地保育所間食支給費補助金	県単	へき地保育所在籍児童に支給する間食材料購入費	1/2		1/2	1/2	1日当たり1人単価194円、22日を限度	山梨県へき地保育所間食支給費補助金交付要綱	
		山梨県保育所特別保育事業推進費補助金	県単	産休・育休明け等の特別保育を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費等の助成	1/2		1/2	1/2	・1歳児 1人当たり月額 8,200円	山梨県保育所特別保育事業推進費補助金交付要綱	
		小規模ファミリー・サポート・センター支援事業費補助金	県単	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象とならない会員数100人未満のファミリー・サポート・センターを設置・運営する市町村に対する助成	1/2		1/2	1/2	○既設のファミリー・サポート・センターに病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの機能を追加し、サービスを開始する場合 基準額 1,000,000円 ○病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの機能を備え、ファミリー・サポート・センターを開設する場合 基準額 3,000,000円	小規模ファミリー・サポート・センター支援事業費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金	県単	市町村が支給する乳幼児医療費助成金に対する補助	1/2		1/2	1/2	5歳未満児の通院 未就学児童の入院	山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金交付要綱	
		山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金交付要綱	
山梨県乳幼児医療対策事業費補助金	県単	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費	山梨県乳幼児医療対策事業費補助金交付要綱			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
児童家庭課	県	山梨県ひとり親家庭医療対策事業費補助金	県単	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する額	山梨県ひとり親家庭医療対策事業費補助金交付要綱	
		小規模放課後児童クラブ事業費補助金	県単	市町村が実施又は補助する5人~20人未満の放課後児童クラブ(国庫補助対象児童クラブを除く)の事業経費に対する助成	1/2		1/2	1/2	小規模放課後児童クラブ開設日数が200日以上のクラブ(10人以上20人未満の場合200日以上250日未満) 基準額 775,000円 土曜日等加算 1クラブ当たり 146,000円 (※281日以上)	山梨県小規模放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱	
		やまなし保育サポーターモデル事業費補助金	県単	市町村と保育所が保育サポーターを募集し実施事業を検討・決定し、保育所と保育サポーターが協働して実施する子育て支援事業に対する助成	1/2		1/2	1/2	地域の子育て支援ニーズを反映した事業の実施経費 1市町村(2か年を限度) 基準額 1,000,000円	やまなし子育てサポーターモデル事業費補助金交付要綱	
		産休等代替職員雇用費補助金	県単	児童福祉施設等の職員の産休・病休による代替職員雇用に要する経費の一部補助	10/10		10/10		補助単価 1日当たり 5,880円 産休 産前6週間 (多胎児14週間) 産後8週間 病休 30日を超える傷病で 31日から60日まで	山梨県産休等代替職員費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障害福祉課	厚生労働省	障害者自立支援給付費等負担(補助)金	直接	障害者自立支援法に基づく自立支援給付	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者自立支援法第92条第1号及び第3号の規定に従って支出した額	障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金交付要綱 山梨県障害者自立支援給付費負担金交付要綱	
		特別障害者手当等給付費国庫負担金	直接	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)給付事業	3/4	3/4	1/4	1/4	特別障害者手当 1人当たり月額 26,340円 障害児福祉手当・福祉手当 1人当たり月額 14,330円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	
		地域生活支援事業費補助金	直接	地域生活支援事業	3/4	1/2	1/4	1/4	地域生活支援事業の実施に必要な経費	地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 山梨県市町村地域生活支援事業費補助金交付要綱	
		障害程度区分認定等事業費補助金	直接	障害者保健福祉推進事業障害程度区分認定等事業	10/10 1/2	10/10 1/2		1/2		障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱	
		障害者医療費負担金	直接	障害者自立支援医療(更生医療)給付事業	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者自立支援法第92条第2号の規定に従って支出した額	障害者医療費国庫負担金交付要綱 山梨県障害者医療費負担金交付要綱	
	県	自立支援医療給付事業費補助金	県単	自立支援医療給付事業	10/10		10/10		自立支援医療(更生医療)に伴う障害者自立支援法第58条の規定による自己負担額の一部を本人に代わって市町村が負担した経費を助成	山梨県自立支援医療給付事業費補助金交付要綱	
		重度心身障害者医療費助成事業費補助金	県単	重度心身障害者医療費助成事業 重度心身障害者医療対策事業 重度心身障害者医療費支給事業	1/2		1/2	1/2	・身体障害者手帳 1～3級の所持者 ・療育手帳Aの所持者 ・国民年金法施行令別表 1、2級相当の障害のある者 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級の所持者 ・所得制限あり ・入院時食事療養費は補助の対象外	山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害者医療対策事業費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害者医療費支給事務費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障 害 福 祉 課	県	福祉タクシーシステム事業費補助金	県単	タクシー料金に対する補助	1/2		1/2	1/2	対象者 ・身体障害者手帳1、2級の所持者 (肢体不自由及び視覚障害の1、2 級に該当するもの) ・療育手帳Aの所持者 ・要介護老人(非課税世帯介護慰 労金の支給を受けている者に介 護されている者) ※但し、自動車税等の減免並び に自動車燃料費の助成を受けて いる者を除く。 対象料金 ・中型初乗料金 限度額590円 ・年間24回	山梨県福祉タクシーシ ステム事業費補助金交 付要綱	
				リフト付車両(専用・兼用)の設置に対する補助	1/2		1/2	1/2	基準額 ・専用車両設置費 1台当たり 3,500千円 ・兼用車両設置費 1台当たり 1,000千円		
		山梨県介助用自動車購入等助成事 業補助金	県単	介助用自動車購入等助成事業 車いす等を使用する在宅の重度身体障害者等が移動に 際し必要とする自動車をリフト付等に改造又は改造車両を 新規に購入する経費に対する助成	1/2		1/2	1/2	市町村が交付した介助用自動車 購入等助成金の2分の1(1件当た り限度額200千円)を交付	山梨県介助用自動車 購入等助成事業補助 金交付要綱	
		山梨県障害者自立支援対策臨時特 例交付金特別対策事業費補助金	県単	事業運営安定化事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	知事が別に定める額	山梨県障害者自立支 援対策臨時特例交付 金特別対策事業費補 助金交付要綱	基金造成費 国補10/10
				移行時運営安定化事業	10/10		10/10 (基金)		知事が別に定める額		
				通所サービス等利用促進事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	○通所サービス 1事業所当たり 3,000千円以内 ○短期入所 片道1人当たり 1,860円		
新事業移行促進事業	3/4				3/4 (基金)	1/4	○生活介護・自立訓練・就労移行 支援・就労継続支援 1人当たり 5,400円 ○施設入所支援 1人当たり 4,500円				
		事務処理安定化支援事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	利用者1人当たり 定員60人以下 20,000円 定員61人~80人 15,000円 定員81人以上 10,000円				
		(次ページにつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障害福祉課	県	(前ページつづき)		就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	1事業所1回当たり 60千円以内		
				グループホーム・ケアホーム等移行促進事業	3/4		3/4 (基金)	1/4	地域移行者1人当たり 30,000円		
				障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	10/10		10/10 (基金)		一市町村 5,000千円		
				相談支援体制整備特別支援事業	10/10		10/10 (基金)		○相談支援事業発展推進支援事業 1箇所当たり 1,200千円以内 ○ピアサポートセンター等設置推進事業 知事が別に定める額 ○居住サポート事業立ち上げ支援事業 知事が別に定める額 ○地域自立支援協議会運営強化事業 知事が別に定める額		
				視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	10/10		10/10 (基金)		○音声コード普及のための研修・広報 知事が別に定める額 ○聴覚障害者用情報受信装置緊急支援事業 知事が別に定める額		
				相談支援充実・強化事業	10/10		10/10 (基金)		知事が別に定める額		
				オストメイト対応トイレ設備整備事業	10/10		10/10 (基金)		1箇所当たり 1,000千円以内		
				体育館等バリアフリー整備事業	10/10		10/10 (基金)		1箇所当たり 8,000千円以内		
		山梨県地域自殺対策緊急強化事業費補助金	県単	・対面型相談支援事業 ・電話相談支援事業 ・人材養成事業 ・普及啓発事業 ・強化モデル事業	10/10		10/10 (基金)		市 1,000千円以内 町村 500千円以内 知事が予算の範囲内で必要と認める額	山梨県地域自殺対策緊急強化事業費補助金交付要綱	・平成22、23年度の2ヶ年度実施 ・基金造成費 国補10/10

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医 務 課	厚 生 労 働 省	へき地医療拠点病院運営費補助金	間接	へき地医療拠点病院の運営費 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額 ・巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 ・巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数	医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱 山梨県へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱	
		(基)人口動態調査市町村交付金	間接	人口動態調査事務	10/10	10/10			・人口動態調査事務庁費 本庁×1,840円 人口動態発生件数×30円 ・旅費 1,700円×2回×1人 ・庁費(データ安全対策経費) 5,000円 (※平成22年12月分から平成23年11月分までにオンラインシステム導入市町村)	国民生活基礎調査等委託費(保健関係)交付基準	
		医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金	間接	(主なメニュー) へき地医療拠点病院施設整備事業 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準面積 1,000㎡ 基準単価 病棟 168,000円/㎡ 診療棟 187,700円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	
				過疎地域特定診療所施設整備事業	3/4	1/2	1/4		基準面積 160㎡ 基準単価 鉄筋 126,000円/㎡ 木造 126,000円/㎡	同上	
				(主なメニュー) へき地医療拠点病院設備整備事業 ※対象団体 知事の要請を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額1か所当たり 52,500千円	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	
				へき地巡回診療車整備事業 ※対象団体 公的団体、へき地医療拠点病院、 知事の要請を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額1台当たり 1,361千円	同上	
				過疎地域等特定診療所設備整備事業	3/4	1/2	1/4		基準額1か所当たり 15,750千円	同上	
				へき地患者輸送車整備事業	1/2	1/2			基準額 マイクロバス 2,701千円 ワゴン車 1,407千円	同上	
				へき地診療所設備整備事業	1/2	1/2			基準額1か所当たり 15,750千円	同上	
		へき地診療所施設整備事業		1/2			基準面積 160㎡ 基準額 126,000円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医 務 課	厚 生 労 働 省	医療提供体制推進事業費補助金	間接	病院群輪番制病院設備整備事業 ※対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)	8/9	4/9	4/9	1/9	基準額1か所当たり 21,000千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	
		医療提供体制施設整備交付金	間接	病院群輪番制病院施設整備事業 ※対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)	0.33 × 0.95	0.33 × 0.95			基準面積 150㎡ 基準単価 187,700円/㎡	医療法第30条の4 医療提供体制施設整備交付金交付要綱	
				病児・病後児保育施設整備事業	0.33 × 0.95	0.33 × 0.95			基準面積 利用(増加)定員×7.2㎡ 基準単価 鉄筋 168,000円 木造 168,000円	同上	
		休日夜間急患診療体制整備費補助金	県単	在宅当番医制の運営費	1/2		1/2	1/2	基準額 ①休日 39,345円×診療 日数×施設数 ②夜間 39,345円×診療 日数×施設数	休日夜間急患診療体制整備費補助金交付要綱	
		小児救急医療体制整備費補助金	間接 (小児初期救急医療センター事業及び薬剤対応事業については県単)	全県を対象とする小児救急医療体制の運営費	2/3 1/2 2/3	1/3	1/3	1/3	(1)小児初期救急医療センター事業委託費 (2)薬剤対応事業委託費 (3)小児病院群輪番制事業委託費 (4)連絡調整等事業 (5)円滑化事業	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 山梨県小児救急医療体制整備費補助金交付要綱	
		救急救命士病院実習受入促進事業補助金	間接	救急救命士の病院実習受入促進事業	2/2	1/2	1/2		基準額1か所当たり 1,369千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 救急救命士病院実習受入促進事業費補助金交付要綱	
		(新) 地域医療従事者育成支援事業費補助金	間接	地域医療従事者育成支援事業	10/10		10/10 (基金)		(1)峡南地域において医療に従事する医師及び看護師を確保・育成するための研修に要する経費 (2)現在、地域で医療等に従事している者の研修に要する経費	地域医療従事者育成支援事業費補助金交付要綱	
		医療体制機能強化促進事業費補助金	間接	医療体制機能強化促進事業	10/10		10/10 (基金)		富士・東部の病院の医療機能を強化するために必要な医療施設及び機器等の整備に要する経費	医療体制機能強化促進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医	厚 生 労 働 省	(新) 地域医療従事医師確保事業費補助金	間接	地域医療従事医師確保事業	10/10		10/10 (基金)		東部地域の病院が医師を確保するために必要な経費	地域医療従事医師確保事業費補助金交付要綱	
		(新) 在宅医療支援センター設置事業費補助金	間接	在宅医療支援センター設置事業	10/10		10/10 (基金)		在宅医療の相談等を行う在宅医療支援センターの設置・運営に要する経費	在宅医療支援センター設置事業費補助金交付要綱	
		(新) 在宅健康管理システム整備事業費補助金	間接	在宅健康管理システム整備事業	10/10		10/10 (基金)		峡南地域における在宅医療に係る情報通信機器の整備等に要する経費	在宅健康管理システム整備事業費補助金交付要綱	
		(新) コメディカル育成支援事業費補助金	間接	コメディカル育成支援事業	10/10		10/10 (基金)		(1)合同研修会及び院内研修会開催費 (2)院外研修会等参加費 (3)研修プログラム作成費 (4)研修機器・研修備品購入費	コメディカル育成支援事業費補助金交付要綱	
		(新) ドクターヘリ場外離着陸場整備事業費補助金	間接	ドクターヘリ場外離着陸場整備事業	1/2		1/2 (基金)		基準額1か所当たり 1,500千円	ドクターヘリ場外離着陸場整備事業費補助金交付要綱	
務 課 県		甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金	県単	甲府市医師会救急医療センターの運営費	10/10		10/10		基準額 19,000千円	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金交付要綱	
		富士吉田市立看護専門学校運営費補助金	県単	富士吉田市立看護専門学校の運営費	2/5		2/5	3/5	基準額 運営費－全収入額 (補助限度額 20,000千円)	富士吉田市立看護専門学校運営費補助金交付要綱	
		院内保育事業費補助金	県単	看護職員等のために設置した医療機関内保育施設の運営費に対する補助	1/2		1/2	1/2	基準額 ・A型 (運営月数) 2人×162,720円×12月 ・B型 (運営月数) 4人×162,720円×12月 ・C型 (運営月数) 1人×162,720円×12月 ・加算額 (24時間保育を行っている施設) 18,072円×運営日数 (病児等保育を行っている施設) 173,763円×運営月数 (緊急・一時保育を行っている施設) 18,072円×運営日数 (児童保育を行っている施設) 9,837円×運営日数	山梨県病院内保育所運営費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	水道水源開発等施設整備費補助金	直接	水道法に基づく給水人口5,001人以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供する次の施設等を整備するための事業費に対する助成						水道法第44条 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	
				水道水源開発施設整備費 水道水源開発の用に供するダム等の施設整備費に対する助成	1/3 1/2	1/3 1/2		2/3 1/2	資本単価 水道事業 90円以上 水道用水供給事業 70円以上 資本単価 水道事業 140円以上 水道用水供給事業 100円以上	水道法第44条 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	県単補助制度あり
				水道広域化施設整備費 (特定広域化施設整備費) 取水から配水までに必要な施設整備費に対する助成	1/3	1/3		2/3	資本単価 水道事業 140円以上 水道用水供給事業 100円以上		
				(一般広域化施設整備費) 同 上	1/4	1/4		3/4	資本単価 水道事業 140円以上 水道用水供給事業 100円以上		
				(広域化促進地域上水道施設整備費) 同 上	1/3	1/3		2/3	資本単価 水道事業 140円以上		
				(水道広域化促進事業費) 同 上	1/3	1/3		2/3	資本単価 水道事業 90円以上		
				高度浄水施設等整備費 (高度浄水施設等整備費) 生物処理、オゾン処理、活性炭処理、紫外線処理等の施設整備費に対する助成	1/3 1/4	1/3 1/4		2/3 3/4	資本単価 水道事業 90円以上 水道用水供給事業 70円以上 上記に満たない場合		
				ライフライン機能強化等事業費 (緊急時給水拠点確保等事業費) 配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管・基幹水道構造物の耐震化事業に対する助成	1/3 1/3	1/3 1/3		2/3 2/3	配水池、緊急時用連絡管、重要給水施設配水管 資本単価 水道事業 90円以上 貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管・基幹水道構造物の耐震化 資本単価 水道事業 90円以上 水道用水供給事業 70円以上		
(次ページにつづく)											

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生労働課	厚生労働省	(前ページつづき)		(水道管路耐震化等推進事業費)	1/4	1/4		3/4	資本単価 水道事業 90円以上		
				1. 石綿セメント管更新事業費 石綿セメント管であって、導・送・配水管の更新事業費に対する助成 ※本補助事業は平成23年度までの時限補助	1/3	1/3		2/3	水道用水供給事業 70円以上 資本単価 水道事業 140円以上 用水単価 水道用水供給事業 130円以上		
				2. 老朽管更新事業費 布設後20年以上経過した塩化ビニール管、铸铁管、コンクリート管であって、導・送・配水管の更新事業費に対する助成	1/3 (1/4)	1/3 (1/4)		2/3 (3/4)	資本単価 水道事業 90円以上 (70円以上) 水道用水供給事業 70円以上 (50円以上)		
				3. 管路近代化事業費 直結給水を可能とするために必要な次の整備費に対する助成 ・石綿セメント管等の更新 ・ポンプ等の設置又は更新 ・電気計装設備の設置又は更新	1/2 (1/3)	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)	資本単価 水道事業 140円以上 (140円以上) 水道用水供給事業 100円以上 (100円以上)		
				4. 鉛管更新事業費 鉛管であって、導・送・配水管の更新事業費に対する助成	1/3	1/3		2/3	資本単価 水道事業 90円以上		
				5. 基幹管路耐震化整備事業費 災害復旧と併せて行う導水管、送水管及び厚生労働大臣が認める配水管の耐震化事業に対する助成	1/2	1/2		1/2	厚生労働大臣が認めた管・区間の耐震化事業		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	厚生労働省	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金	直接	簡易水道施設災害復旧事業 飲料水供給施設災害復旧事業 上水道施設災害復旧事業	2/3 8/10	2/3 8/10		1/3 2/10	災害により被害を受けた取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設等の復旧に用する費用。 ただし、事務所、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。 1 M6.0以上の地震で「災害査定が1万円以上/人のもの」または「災害査定が1億円(簡易水道は5,000万円)以上のもの」の水道施設の工事に関する費用 2 火山活動による被災であり ①激甚災害であり ②「査定が15万円以上/人」のもの水道施設の工事に関する必要	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧補助金交付要綱	
		簡易水道等施設整備費国庫補助金	直接	水道未普及地域解消事業 水道がまだ布設されていない地域について次のいずれかに該当する事業費に対する助成 ・新設 ・広域簡易水道 ・飛地区域 ・給水区域内無水源 ・区域拡張 簡易水道再編推進事業 ・統合簡易水道 統合簡易水道施設を整備する事業費に対する助成 ・簡易水道統合整備事業 上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行う事業に対する助成	財政力指数0.3を超える市町村 1/4 ただし単位管延長が6m以上20m未満のもの 1/3 単位管延長が20m以上のもの 4/10 財政力指数0.3以下の市町村 1/3	1/4 1/3 4/10 1/3		3/4 2/3 6/10 2/3	1 水道施設の調査設計、工事に関する費用 2 水道施設に必要最小限度の用地の取得に要する費用。ただし事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他水道の維持管理に必要な費用は除く。	水道法第44条 簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱	
				生活基盤近代化事業 ・増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業費に対する助成 ・基幹改良 簡易水道施設の基幹的施設について行う改良事業費に対する助成 ・水量拡張 簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業に対する助成	簡易水道施設 ただし単位管延長が7m以上のもの 4/10 飲料水供給施設 4/10	4/10 4/10		6/10 6/10			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生薬務課	県	山梨県水道水源開発等施設整備費補助金	県単	国庫補助事業に採択された水道水源開発施設事業に要する経費	国庫補助金の2/10	45/90 30/90	9/90 20/90	36/90 企業団及び市町村	補助基準 資本単価74円以上かつ給水原価112円以上の場合	山梨県水道水源開発等施設整備費補助金交付要綱	補助率は国庫補助金の2/3を超えて定額の場合あり
				国庫補助事業に採択された広域的水道整備計画に基づく特定広域化施設整備事業及び高度浄水施設整備事業に要する経費(ただし、水道用水供給事業にかかる範囲に限る。)	国庫補助金の2/3 国庫補助金の1/2	30/90	15/90	40/90 企業団及び市町村 45/90 企業団及び市町村	資本単価74円以上かつ給水原価112円以上に該当しない場合		
		公衆浴場施設改善費補助金	県単	公衆浴場の営業者が行う施設改善事業に対し、県が間接補助金を交付する事業	2/3		2/3	1/3	補助対象限度額 公衆浴場1か所当たり 1,000千円	山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																																						
						国	県	市町村																																																									
健康増進課	厚生労働省	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金	間接	(1)健康増進事業 健康手帳の交付 健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 訪問指導	2/3	1/3	1/3	1/3	(1)健康手帳作成費 40歳以上で 100円×実交付者数 (2)健康教育費 ①個別健康教育 実施方法別に次表の基準単価に実施人員を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>交付基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高血圧</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>17,280</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>16,650</td> </tr> <tr> <td>糖尿病</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>23,320</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>17,049</td> </tr> <tr> <td>脂質異常症</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>17,680</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>17,184</td> </tr> <tr> <td>喫煙</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>6,708</td> </tr> </tbody> </table> ②集団健康教育 人口区分ごとに次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分</th> <th>交付基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1万人未満</td> <td>639,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 3万人未満</td> <td>678,000</td> </tr> <tr> <td>3万人以上 10万人未満</td> <td>757,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上 30万人未満</td> <td>920,000</td> </tr> <tr> <td>30万人以上</td> <td>1,729,000</td> </tr> </tbody> </table> (3)健康相談費 人口区分ごとに次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分</th> <th>交付基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1万人未満</td> <td>138,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 3万人未満</td> <td>170,000</td> </tr> <tr> <td>3万人以上 10万人未満</td> <td>256,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上 30万人未満</td> <td>483,000</td> </tr> <tr> <td>30万人以上</td> <td>1,934,000</td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	交付基準単価	高血圧	円	医療機関実施	17,280	市町村実施	16,650	糖尿病		医療機関実施	23,320	市町村実施	17,049	脂質異常症		医療機関実施	17,680	市町村実施	17,184	喫煙		医療機関実施	6,100	市町村実施	6,708	人口区分	交付基準単価		円	1万人未満	639,000	1万人以上 3万人未満	678,000	3万人以上 10万人未満	757,000	10万人以上 30万人未満	920,000	30万人以上	1,729,000	人口区分	交付基準単価		円	1万人未満	138,000	1万人以上 3万人未満	170,000	3万人以上 10万人未満	256,000	10万人以上 30万人未満	483,000	30万人以上	1,934,000	健康増進法	
実施方法	交付基準単価																																																																
高血圧	円																																																																
医療機関実施	17,280																																																																
市町村実施	16,650																																																																
糖尿病																																																																	
医療機関実施	23,320																																																																
市町村実施	17,049																																																																
脂質異常症																																																																	
医療機関実施	17,680																																																																
市町村実施	17,184																																																																
喫煙																																																																	
医療機関実施	6,100																																																																
市町村実施	6,708																																																																
人口区分	交付基準単価																																																																
	円																																																																
1万人未満	639,000																																																																
1万人以上 3万人未満	678,000																																																																
3万人以上 10万人未満	757,000																																																																
10万人以上 30万人未満	920,000																																																																
30万人以上	1,729,000																																																																
人口区分	交付基準単価																																																																
	円																																																																
1万人未満	138,000																																																																
1万人以上 3万人未満	170,000																																																																
3万人以上 10万人未満	256,000																																																																
10万人以上 30万人未満	483,000																																																																
30万人以上	1,934,000																																																																
		(次ページにつづく)																																																															

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																																																																											
						国	県	市町村																																																																																														
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							<p>(4)健康診査費 次により算出した額の合計額 ①健康診査費 実施方法別に次表の基準単価を利用者人員に乗じた額 ア 健康診査費</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">健診形態</th> <th colspan="2">(単独実施)</th> <th colspan="2">(生活機能評価と同時実施)</th> </tr> <tr> <th>基本項目</th> <th>基本+詳細項目</th> <th>基本項目</th> <th>基本+詳細項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被保護世帯</td> <td>個別方式</td> <td>7,630</td> <td>9,170</td> <td>4,790</td> <td>3,120</td> </tr> <tr> <td>集団方式</td> <td>5,830</td> <td>7,060</td> <td>4,420</td> <td>4,240</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯</td> <td>個別方式</td> <td>6,860</td> <td>8,260</td> <td>4,310</td> <td>2,810</td> </tr> <tr> <td>集団方式</td> <td>5,240</td> <td>6,350</td> <td>3,980</td> <td>3,810</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>個別方式</td> <td>5,340</td> <td>6,420</td> <td>3,350</td> <td>2,180</td> </tr> <tr> <td>集団方式</td> <td>4,080</td> <td>4,940</td> <td>3,090</td> <td>2,970</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) (個別方式)・・・医療機関等の施設において、健診の日時を定めず行う形態 (集団方式)・・・健診の日時及び場所を指定して行う形態 (注2) 介護保険事業(市町村実施)の生活機能評価との共同実施が行われる場合、重複する健診項目の費用については、生活機能評価において優先的に補助される。 (注3) 被保護世帯・・・当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合をいう。 (注4) 非課税世帯・・・同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。</p> <p>イ 保健指導費 年度内に全て行う場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>動機付け支援</th> <th>積極的支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保護世帯等</td> <td>8,500</td> <td>24,500</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>7,650</td> <td>22,050</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,950</td> <td>17,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>年度を超えて保健指導を行う場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th colspan="2">動機付け支援</th> <th colspan="2">積極的支援</th> </tr> <tr> <th>初回面接</th> <th>実績評価</th> <th>初回面接</th> <th>実績評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被保護世帯等</td> <td>6,800</td> <td>1,700</td> <td>9,800</td> <td>2,450</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>継続的支援</td> <td>11,025</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯</td> <td>6,120</td> <td>1,530</td> <td>8,820</td> <td>2,205</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>継続的支援</td> <td>6,860</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>4,760</td> <td>1,190</td> <td>6,860</td> <td>1,715</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>継続的支援</td> <td>8,575</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)65歳以上については、積極的支援に該当した場合でも動機付け支援を実施する。</p>	世帯区分	健診形態	(単独実施)		(生活機能評価と同時実施)		基本項目	基本+詳細項目	基本項目	基本+詳細項目	被保護世帯	個別方式	7,630	9,170	4,790	3,120	集団方式	5,830	7,060	4,420	4,240	非課税世帯	個別方式	6,860	8,260	4,310	2,810	集団方式	5,240	6,350	3,980	3,810	その他	個別方式	5,340	6,420	3,350	2,180	集団方式	4,080	4,940	3,090	2,970	世帯区分	動機付け支援	積極的支援	被保護世帯等	8,500	24,500	非課税世帯	7,650	22,050	その他	5,950	17,150	世帯区分	動機付け支援		積極的支援		初回面接	実績評価	初回面接	実績評価	被保護世帯等	6,800	1,700	9,800	2,450			継続的支援	11,025	非課税世帯	6,120	1,530	8,820	2,205			継続的支援	6,860	その他	4,760	1,190	6,860	1,715			継続的支援	8,575		
世帯区分	健診形態	(単独実施)		(生活機能評価と同時実施)																																																																																																		
		基本項目	基本+詳細項目	基本項目	基本+詳細項目																																																																																																	
被保護世帯	個別方式	7,630	9,170	4,790	3,120																																																																																																	
	集団方式	5,830	7,060	4,420	4,240																																																																																																	
非課税世帯	個別方式	6,860	8,260	4,310	2,810																																																																																																	
	集団方式	5,240	6,350	3,980	3,810																																																																																																	
その他	個別方式	5,340	6,420	3,350	2,180																																																																																																	
	集団方式	4,080	4,940	3,090	2,970																																																																																																	
世帯区分	動機付け支援	積極的支援																																																																																																				
被保護世帯等	8,500	24,500																																																																																																				
非課税世帯	7,650	22,050																																																																																																				
その他	5,950	17,150																																																																																																				
世帯区分	動機付け支援		積極的支援																																																																																																			
	初回面接	実績評価	初回面接	実績評価																																																																																																		
被保護世帯等	6,800	1,700	9,800	2,450																																																																																																		
			継続的支援	11,025																																																																																																		
非課税世帯	6,120	1,530	8,820	2,205																																																																																																		
			継続的支援	6,860																																																																																																		
その他	4,760	1,190	6,860	1,715																																																																																																		
			継続的支援	8,575																																																																																																		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)									
		(次ページにつづく)									

ウ 訪問健康診査費

実施方法	交付基準単価
	円
医師に看護師を帯同させる場合	12,695
医師のみの場合	9,361

エ 介護家族訪問健康診査費

実施方法	交付基準単価
	円
医師に看護師を帯同させる場合	12,695
医師のみの場合	9,361

② 歯周疾患検診費
40歳、50歳、60歳及び70歳の方で次表の基準単価から別表1の費用徴収基準額を控除した額に受診人員を乗じた額

世帯区分	交付基準単価
	円
被保護世帯・非課税世帯	4,227
その他	2,927

③ 骨粗鬆症検診費
40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性で次表の基準単価から別表1の費用徴収基準額を控除した額に受診人員を乗じた額

世帯区分	交付基準単価
	円
被保護世帯・非課税世帯	4,733
その他	3,333

④ 健康診査実施連絡等費

ア 事業実施通知費
歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者に対する個別の実施通知費
50円×通知人員

イ 受診結果連絡費
歯周疾患及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る医療機関から市町村への精検受診結果の連絡費
158円×連絡人員

ウ 検診記録簿作成費
健康診査費の選択項目検診対象者、歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る記録簿の作成費
48円×受診人員

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																																																	
						国	県	市町村																																																																				
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)									⑤肝炎ウイルス検診費 ア 特定健康診査、生活機能評価及び健康診査と同時実施																																																																	
											<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施区分</th> <th>世帯区分</th> <th>検診形態</th> <th>検査種別</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">40歳以上で5歳刻みの者 (個別勸奨実施)</td> <td rowspan="6">被保護世帯等及び非課税世帯</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>3,199</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>2,514</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>2,202</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集団方式</td> <td>基本型</td> <td>1,697</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>1,035</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>3,199</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>2,514</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>2,202</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集団方式</td> <td>基本型</td> <td>1,697</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>1,035</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">上記以外の者</td> <td rowspan="6">被保護世帯等及び非課税世帯</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>4,570</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>3,592</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>3,145</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集団方式</td> <td>基本型</td> <td>2,424</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>1,479</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他</td> <td rowspan="3">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>3,199</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>2,514</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>2,202</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集団方式</td> <td>基本型</td> <td>1,697</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>1,035</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table>	実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価	40歳以上で5歳刻みの者 (個別勸奨実施)	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	3,199	B型希望なし	2,514	C型希望なし	2,202	集団方式	基本型	1,697	B型希望なし	1,035	C型希望なし	700	その他	個別方式	基本型	3,199	B型希望なし	2,514	C型希望なし	2,202	集団方式	基本型	1,697	B型希望なし	1,035	C型希望なし	700	上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,570	B型希望なし	3,592	C型希望なし	3,145	集団方式	基本型	2,424	B型希望なし	1,479	C型希望なし	1,000	その他	個別方式	基本型	3,199	B型希望なし	2,514	C型希望なし	2,202	集団方式	基本型	1,697	B型希望なし	1,035
実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価																																																																								
40歳以上で5歳刻みの者 (個別勸奨実施)	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	3,199																																																																								
			B型希望なし	2,514																																																																								
			C型希望なし	2,202																																																																								
		集団方式	基本型	1,697																																																																								
			B型希望なし	1,035																																																																								
			C型希望なし	700																																																																								
	その他	個別方式	基本型	3,199																																																																								
			B型希望なし	2,514																																																																								
			C型希望なし	2,202																																																																								
		集団方式	基本型	1,697																																																																								
			B型希望なし	1,035																																																																								
			C型希望なし	700																																																																								
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,570																																																																								
			B型希望なし	3,592																																																																								
			C型希望なし	3,145																																																																								
		集団方式	基本型	2,424																																																																								
			B型希望なし	1,479																																																																								
			C型希望なし	1,000																																																																								
	その他	個別方式	基本型	3,199																																																																								
			B型希望なし	2,514																																																																								
			C型希望なし	2,202																																																																								
		集団方式	基本型	1,697																																																																								
			B型希望なし	1,035																																																																								
			C型希望なし	700																																																																								
		(次ページにつづく)									イ 上記ア以外の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施区分</th> <th>世帯区分</th> <th>検診形態</th> <th>検査種別</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">54歳以上で5歳刻みの者 (個別勸奨実施)</td> <td rowspan="6">被保護世帯等及び非課税世帯</td> <td rowspan="6">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>5,830</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>5,169</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>4,833</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>基本型</td> <td>5,830</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>5,169</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>4,833</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上記以外の者</td> <td rowspan="3">被保護世帯等及び非課税世帯</td> <td rowspan="6">個別方式</td> <td>基本型</td> <td>8,329</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>7,384</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>6,904</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>基本型</td> <td>5,830</td> </tr> <tr> <td>B型希望なし</td> <td>5,169</td> </tr> <tr> <td>C型希望なし</td> <td>4,833</td> </tr> </tbody> </table>	実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価	54歳以上で5歳刻みの者 (個別勸奨実施)	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	5,830	B型希望なし	5,169	C型希望なし	4,833	その他	基本型	5,830	B型希望なし	5,169	C型希望なし	4,833	上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	8,329	B型希望なし	7,384	C型希望なし	6,904	その他	基本型	5,830	B型希望なし	5,169	C型希望なし	4,833																												
実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価																																																																								
54歳以上で5歳刻みの者 (個別勸奨実施)	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	5,830																																																																								
			B型希望なし	5,169																																																																								
			C型希望なし	4,833																																																																								
			その他	基本型	5,830																																																																							
				B型希望なし	5,169																																																																							
				C型希望なし	4,833																																																																							
	上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	8,329																																																																							
				B型希望なし	7,384																																																																							
				C型希望なし	6,904																																																																							
		その他		基本型	5,830																																																																							
				B型希望なし	5,169																																																																							
				C型希望なし	4,833																																																																							

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							※1(個別方式)…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態 ※2(集団方式)…検診の日時及び場所を指定して行う形態 ※3 被保護世帯…当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は供給いずれかを問わず受けている場合をいう。 ※4 非課税世帯…同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。 ※5 上記イにおいて集団方式で実施した場合は、上記アに準ずるものとする。 (5)機能訓練費 次により算定した額の合計額 A型(基本型) ア 事業費 9,000円×実施回数 ただし、リフトバス等による送迎を実施する場合は、 23,000円×実施回数 イ 器具整備費 1施設当たり958,000円以内で厚生労働大臣が認めた額 ウ 送迎車購入費 1施設当たり4,500,000円以内で厚生労働大臣が認めた額 (6)訪問指導費 人口区分ごとに次のとおりとする。		
		直接	(2)がん検診推進事業	1/2	1/2		1/2	がん検診推進事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診における市区町村負担分及び自己負担分 2 事務費 賃金、需用費(備品購入費、消耗品費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費)、会議費、委託料、使用料及び賃借料、手数料			

人口区分	交付基準単価
	円
1万人未満	11,000
1万人以上 3万人未満	18,000
3万人以上10万人未満	52,000
10万人以上 30万人未満	209,000
30万人以上	608,000

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考								
						国	県	市町村											
健康増進課	厚生労働省	難病患者等居宅生活支援事業費補助金	間接	ホームヘルプサービス事業	3/4	1/2	1/4	1/4	<p>難病患者等居宅生活支援事業費補助金交付要綱</p> <table border="1"> <tr> <td>1 種 目</td> <td>2 基 準 額 ※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホームヘルプサービス事業費</td> <td>次により算出した額とする。 手当等 (1)及び(2)により算出した額の合計とする。 (1)滞在型 ア 身体介護中心業務 4,020円×延活動単位数 イ 家事援助中心業務 1,530円×延活動単位数 なお、早朝、夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、次の額とする。 (ア)身体介護中心業務 5,020円×延活動単位数 (イ)家事援助中心業務 1,910円×延活動単位数 滞在型の活動時間における1単位は、1時間程度とする。ただし、1時間を超えた場合は30分毎に0.5単位を加算する。 (2)巡回型 ア 昼間型 2,010円×延活動回数 イ 早朝・夜間型 2,510円×延活動回数 ウ 深夜型 4,020円×延活動回数 巡回型の活動時間における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。</td> </tr> <tr> <td>難病患者等短期入所事業費</td> <td>次により算出した額の合計額とする。 1 社会的理由 (1)生活保護世帯の場合 15,900円×入所延日数 (2)その他の世帯の場合 14,350円×入所延日数 2 私的理由 14,350円×入所延日数</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具給付等事業費</td> <td>次により算出した額の合計から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合計額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 (2)手すり(便器に手すりをつけた場合) 5,400円×購入数 (3)特殊マット 19,600円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)特殊尿器 67,000円×購入数 (6)体位変換器 15,000円×購入数 (7)入浴補助用具 90,000円×購入数 (8)車いす ア 電動以外の場合 70,400円×購入数 イ 電動の場合 314,000円×購入数 (9)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (10)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (11)意志伝達装置 470,000円×購入数 (12)ネプライザー 36,000円×購入数 (13)移動用リフト 159,000円×購入数 (14)居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 200,000円×購入数 (15)特殊便器 151,200円×購入数 (16)訓練用ベッド 159,200円×購入数 (17)自動消火器 28,700円×購入数 (18)動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 157,500円×購入数 (19)整形靴 132,400円×購入数</td> </tr> </table>	1 種 目	2 基 準 額 ※	ホームヘルプサービス事業費	次により算出した額とする。 手当等 (1)及び(2)により算出した額の合計とする。 (1)滞在型 ア 身体介護中心業務 4,020円×延活動単位数 イ 家事援助中心業務 1,530円×延活動単位数 なお、早朝、夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、次の額とする。 (ア)身体介護中心業務 5,020円×延活動単位数 (イ)家事援助中心業務 1,910円×延活動単位数 滞在型の活動時間における1単位は、1時間程度とする。ただし、1時間を超えた場合は30分毎に0.5単位を加算する。 (2)巡回型 ア 昼間型 2,010円×延活動回数 イ 早朝・夜間型 2,510円×延活動回数 ウ 深夜型 4,020円×延活動回数 巡回型の活動時間における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。	難病患者等短期入所事業費	次により算出した額の合計額とする。 1 社会的理由 (1)生活保護世帯の場合 15,900円×入所延日数 (2)その他の世帯の場合 14,350円×入所延日数 2 私的理由 14,350円×入所延日数	日常生活用具給付等事業費	次により算出した額の合計から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合計額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 (2)手すり(便器に手すりをつけた場合) 5,400円×購入数 (3)特殊マット 19,600円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)特殊尿器 67,000円×購入数 (6)体位変換器 15,000円×購入数 (7)入浴補助用具 90,000円×購入数 (8)車いす ア 電動以外の場合 70,400円×購入数 イ 電動の場合 314,000円×購入数 (9)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (10)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (11)意志伝達装置 470,000円×購入数 (12)ネプライザー 36,000円×購入数 (13)移動用リフト 159,000円×購入数 (14)居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 200,000円×購入数 (15)特殊便器 151,200円×購入数 (16)訓練用ベッド 159,200円×購入数 (17)自動消火器 28,700円×購入数 (18)動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 157,500円×購入数 (19)整形靴 132,400円×購入数	難病患者等居宅生活支援事業費補助金交付要綱	
			1 種 目	2 基 準 額 ※															
			ホームヘルプサービス事業費	次により算出した額とする。 手当等 (1)及び(2)により算出した額の合計とする。 (1)滞在型 ア 身体介護中心業務 4,020円×延活動単位数 イ 家事援助中心業務 1,530円×延活動単位数 なお、早朝、夜間等通常の勤務時間以外の場合の基準額は、次の額とする。 (ア)身体介護中心業務 5,020円×延活動単位数 (イ)家事援助中心業務 1,910円×延活動単位数 滞在型の活動時間における1単位は、1時間程度とする。ただし、1時間を超えた場合は30分毎に0.5単位を加算する。 (2)巡回型 ア 昼間型 2,010円×延活動回数 イ 早朝・夜間型 2,510円×延活動回数 ウ 深夜型 4,020円×延活動回数 巡回型の活動時間における1回は、30分程度とする。ただし、深夜帯については、20分程度とする。															
				難病患者等短期入所事業費	次により算出した額の合計額とする。 1 社会的理由 (1)生活保護世帯の場合 15,900円×入所延日数 (2)その他の世帯の場合 14,350円×入所延日数 2 私的理由 14,350円×入所延日数														
日常生活用具給付等事業費	次により算出した額の合計から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合計額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 (2)手すり(便器に手すりをつけた場合) 5,400円×購入数 (3)特殊マット 19,600円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)特殊尿器 67,000円×購入数 (6)体位変換器 15,000円×購入数 (7)入浴補助用具 90,000円×購入数 (8)車いす ア 電動以外の場合 70,400円×購入数 イ 電動の場合 314,000円×購入数 (9)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (10)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (11)意志伝達装置 470,000円×購入数 (12)ネプライザー 36,000円×購入数 (13)移動用リフト 159,000円×購入数 (14)居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 200,000円×購入数 (15)特殊便器 151,200円×購入数 (16)訓練用ベッド 159,200円×購入数 (17)自動消火器 28,700円×購入数 (18)動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 157,500円×購入数 (19)整形靴 132,400円×購入数																		
間接	短期入所事業(国補)	3/4	1/2	1/4	1/4														
県単	短期入所事業	1/2		1/2	1/2														
間接	日常生活用具給付事業	3/4	1/2	1/4	1/4														

※国の要綱改正に伴い、単価は変更することがある。

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考		
						国	県	市町村					
健康増進課	厚生労働省	予防接種対策費負担金	間接	健康被害者に対する医療費等の給付	3/4	2/4	1/4	1/4	<p>補助基準等</p> <p>(医療費) 当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額 (医療手当) 通院 1か月に3日以上.....35,700円 1か月に3日未満.....33,700円 入院 1か月に8日以上.....35,700円 1か月に8日未満.....33,700円 同一月に通院入院があるとき.....35,700円 (障害年金) 1級.....4,876,800円 2級.....3,901,200円 3級.....2,926,800円 (障害年金に係る介護加算額) 1級..... 836,200円 2級..... 557,400円</p>	予防接種法			
		小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金	間接	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に対する補助	1/2 (福祉事務所設置市町村) 3/4 (福祉事務所未設置町村)	1/2	1/4	1/4	<p>補助基準等</p> <p>小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金交付要綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 種目</th> <th>2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常生活用具給付等事業</td> <td>次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 ※ (2)特殊マット 19,600円×購入数 (3)特殊便器 151,200円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 90,000円×購入数 (7)特殊尿器 67,000円×購入数 (8)体位変換器 15,000円×購入数 (9)車いす(電動以外の場合) 70,400円×購入数 (10)頭部保護帽 12,160円×購入数 (11)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (12)クールベスト 20,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 37,800円×購入者数 (14)ネオブライザー(吸引器) 36,000円×購入数 (15)パルスオキシメーター 157,500円×購入者数 ※便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。5,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の要綱改正に伴い、単価は変更することがある。</p>	1 種目	2 基準額	日常生活用具給付等事業	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 ※ (2)特殊マット 19,600円×購入数 (3)特殊便器 151,200円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 90,000円×購入数 (7)特殊尿器 67,000円×購入数 (8)体位変換器 15,000円×購入数 (9)車いす(電動以外の場合) 70,400円×購入数 (10)頭部保護帽 12,160円×購入数 (11)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (12)クールベスト 20,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 37,800円×購入者数 (14)ネオブライザー(吸引器) 36,000円×購入数 (15)パルスオキシメーター 157,500円×購入者数 ※便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。5,400円
1 種目	2 基準額												
日常生活用具給付等事業	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,450円×購入数 ※ (2)特殊マット 19,600円×購入数 (3)特殊便器 151,200円×購入数 (4)特殊寝台 154,000円×購入数 (5)歩行支援用具 60,000円×購入数 (手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 90,000円×購入数 (7)特殊尿器 67,000円×購入数 (8)体位変換器 15,000円×購入数 (9)車いす(電動以外の場合) 70,400円×購入数 (10)頭部保護帽 12,160円×購入数 (11)電気式たん吸引器 56,400円×購入数 (12)クールベスト 20,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 37,800円×購入者数 (14)ネオブライザー(吸引器) 36,000円×購入数 (15)パルスオキシメーター 157,500円×購入者数 ※便器を給付する際に、併せて便器の手すりにつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める。5,400円												

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	山梨県妊婦健康診査支援基金補助金	間接	市町村が行う妊婦健康診査事業	1/2		1/2 (基金)	1/2	妊婦1人あたり 67,210円 公費負担回数6回から14回までの健康診査に要する経費	母子保健法	
		山梨県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金	間接	市町村が行うヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型及び小児肺炎球菌ワクチン接種事業	1/2		1/2 (基金)	1/2	対象のワクチン接種各1回あたり ①ヒトパピローマウイルスワクチン 15,939円 ②ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン 8,852円 ③小児肺炎球菌ワクチン 11,276円 の各90%の経費	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金交付要領	対象者 ①小学6年から高校1年に相当する女性 ②・③2か月齢以上5歳未満

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単 間の 県の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
環境創造課	県	環境保全活動支援事業費補助金	県単	市町村等が実施する、環境の保全と創造に関する事業に要する経費に対し補助する。 ○ごみ減量化・リサイクル推進事業 ・ごみ減量化・リサイクル推進整備 ・ごみ減量化やまなしモデル実践促進 ・ごみ減量化・リサイクル普及啓発 ・事業系廃棄物のリサイクルシステムの構築 ○地球温暖化対策事業 ・みどりのエネルギー利用促進 ・地球温暖化防止活動推進員の活動支援 ・「地球温暖化対策実行計画」の策定等 研修会・普及啓発 ・エコライフ県民運動の普及啓発 ○環境教育推進事業 ・環境学習会等の開催	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2以内	環境保全活動支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考												
						国	県	市町村															
大気水質保全課	環境省	循環型社会形成推進交付金	直接	市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される浄化槽の設置に要する費用について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)	区分、基準額、対象経費の実支出額を人層区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額に1/3の補助率を乗じて得た額	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱													
												区分、基準額及び対象経費(表) 浄化槽設置整備事業											
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽</td> <td> (単位:千円) (1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫助成のみ) </td> <td> 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 352×基数 441×基数 588×基数 1,002×基数 1,545×基数 2,129×基数 2,429×基数 </td> <td> 市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費 </td> </tr> <tr> <td>既設の浄化槽の改築</td> <td> (8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> (1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 </td> <td> 市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費 </td> </tr> </tbody> </table>			1 区分	2 基準額	3 対象経費	浄化槽	(単位:千円) (1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫助成のみ)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 352×基数 441×基数 588×基数 1,002×基数 1,545×基数 2,129×基数 2,429×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	既設の浄化槽の改築	(8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費
1 区分	2 基準額	3 対象経費																					
浄化槽	(単位:千円) (1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫助成のみ)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 352×基数 441×基数 588×基数 1,002×基数 1,545×基数 2,129×基数 2,429×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費																				
既設の浄化槽の改築	(8)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。																						
		(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費																				
(次ページにつづく)																							

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
大気水質保全課	環境省	(前ページつづき)					浄化槽市町村整備推進事業				
							1 区分	2 基準額	3 対象経費		
							豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円)			市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別に定める交付対象事業費	
						浄化槽	(単位:千円)	882×基数			
						(1)5人槽	837×基数	1,104×基数			
						(2)6~7人槽	1,043×基数	1,495×基数			
						(3)8~10人槽	1,375×基数	2,191×基数			
						(4)11~15人槽	2,039×基数	2,937×基数			
						(5)16~20人層	2,786×基数	3,491×基数			
						(6)21~25人槽	3,332×基数	4,271×基数			
						(7)26~30人槽	4,066×基数	4,743×基数			
						(8)31~40人槽	4,521×基数	5,993×基数			
						(9)41~50人槽	5,737×基数				
						(10)51~100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額×基数				
						(11)事務費					
						(1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内					
						(12)調査費					
						浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額					
						(13)計画策定調査費					
						新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額					
						基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考						
						国	県	市町村									
大気水質保全課	内閣府(環境省)	汚水処理施設整備交付金	直接	市町村が作成する「地域再生計画」に基づき実施される汚水処理施設(浄化槽)の整備について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)		地域再生法 汚水処理施設整備交付金交付要綱							
							区分、基準額及び対象経費(表) 浄化槽設置整備事業										
							1 区分	2 基準額		3 対象経費							
浄化槽	(単位:千円) (1)5人槽 332×基数 (2)6~7人槽 414×基数 (3)8~10人槽 548×基数 (4)11~20人槽 939×基数 (5)21~30人層 1,472×基数 (6)31~50人槽 2,037×基数 (7)51人槽~ 2,326×基数 (※51人槽~は国庫助成のみ)		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) 352×基数 441×基数 588×基数 1,002×基数 1,545×基数 2,129×基数 2,429×基数		市町村が汚水処理施設整備交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費												
既設の浄化槽の改築	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。 (※国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であつて、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額		市町村が汚水処理施設整備交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費														
(次ページにつづく)																	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
大気水質保全課	内閣府(環境省)	(前ページつづき)				浄化槽市町村整備推進事業					
						1 区分	2 基準額	3 対象経費			
						浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。(単位:千円) (1)5人槽 837×基数 (2)6~7人槽 1,043×基数 (3)8~10人槽 1,375×基数 (4)11~15人槽 2,039×基数 (5)16~20人層 2,786×基数 (6)21~25人槽 3,332×基数 (7)26~30人槽 4,066×基数 (8)31~40人槽 4,521×基数 (9)41~50人槽 5,737×基数 (10)51~100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額×基数 (11)事務費 (1)~(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 (12)調査費 浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額 (13)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	市町村が汚水処理施設整備交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であって、別に定める交付対象事業費			
	県	浄化槽設置整備事業費補助金	県単	市町村が浄化槽の計画的な整備を図るため、浄化槽を設置する者に対し助成する場合、その市町村に対して設置費用を助成する(処理対象人員50人以下)	1/3		1/3	1/3	上記交付金のうち浄化槽設置整備事業のみを対象として1/3の補助率を乗じて得た額	山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
環境整備課	環境省	災害等廃棄物処理事業費補助金	直接	市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱	
		廃棄物処理施設災害復旧費補助金	直接	市町村等が災害により被害を受けた廃棄物処理施設に係る災害復旧事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
		循環型社会形成推進交付金	直接	市町村等が廃棄物の3Rを広域的かつ総合的に推進するために作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される施設整備事業について国が交付する。 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・浄化槽 ・最終処分場 ・既存施設の基幹的設備改良 等	1/3	1/3		2/3	交付対象経費の1/3 ※交付対象は、原則的には人口5万人以上又は面積400Km ² 以上の計画対象地域を構成する場合に限る	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱	
	県	不法投棄未然防止事業費補助金	県単	市町村において、不法投棄が繰り返し行われる箇所に、廃棄物の撤去に併せて不法投棄防止柵を設置するなど、物理的な措置を伴う防止対策を図る。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2	不法投棄未然防止事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
みどり自然課	県	特定鳥獣適正管理事業費補助金	県単	市町村等が特定鳥獣保護管理計画に基づき行う管理捕獲に要する経費に対し補助する。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2	特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱	
		ツキノワグマ放獣事業費補助金	県単	市町村が有害鳥獣捕獲したツキノワグマを放獣した場合の経費に対し補助する。	定額				次の経費を対象として、上限100,000円 ・放獣作業従事者謝金(限度額40,000円) ・麻酔薬費及び投与謝金(限度額60,000円) ・物件費(限度額10,000円)	ツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱	
		緑育環境整備事業	県単	保育園、幼稚園、小中学校等の緑の教育環境整備に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2(限度額100万円) 地域団体などのNPO等と協働して維持管理等を行うことを条件とする。	緑育環境整備事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林整備課	林野庁	美しい森林づくり基盤整備交付金	直接	市町村が作成する「特定間伐等促進計画」に基づき実施する次の事業経費について国が交付金を交付 ・間伐 ・造林 ・作業路網 ・その他施設	1/2	1/2			補助対象経費の1/2	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	
		森林病害虫等駆除費補助金	間接	森林病害虫等防除事業 ・松くい虫防除事業 予防事業、駆除事業	3/4	2/4	1/4	1/4	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	○森林病害虫等防除法 ○山梨県松くい虫被害対策事業補助金交付要綱	
		造林事業費補助金	間接	造林事業(保全松林緊急保護整備事業) " (上記以外の事業)	7/10 4/10	5/10 3/10	2/10 1/10		国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。 ※事業により査定係数あり	森林法 森林法施行令 山梨県造林事業費補助金交付要綱	
		農山漁村地域整備交付金	間接	農山漁村地域整備交付金(絆の森整備事業) 農山漁村地域整備交付金(公的森林整備推進事業) 農山漁村地域整備交付金(上記以外事業)	7/10 5/10 4/10	5/10 3/10 3/10	2/10 2/10 1/10		国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。 ※事業により査定係数あり。	農山漁村地域整備交付金交付要綱	
		森林整備地域活動支援事業費	間接	森林整備地域活動支援交付金 ・森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な地域活動(森林経営計画促進、施業集約化の促進、作業路網の改良活動)を支援する市町村に対して交付金を交付 ・支援交付金の目的を達するために市町村が実施する制度の周知や確認事務に対する補助を行う	要綱による算定額	要綱による算定額	要綱による算定額	要綱による算定額	国が定める基準をもとに助成する。	山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱	
		森林整備加速化・林業再生事業費補助金(森林整備)	間接	地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成に向け、間伐等の森林整備の加速化等を図るため、間伐や路網整備、境界の明確化、里山再生対策等の事業を実施する協議会員(事業主体)に対して定額で助成する。	定額	定額			国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林整備課	県	耕作放棄地対策森林整備支援事業費補助金	県単	森林への編入 ①森林への編入に必要な情報収集のための調査 ②効率的な森林整備に必要な集約化施策に関する計画の策定等	定額		定額		事業内容に係る経費について、県が定める定額経費(①1.2万円/ha、②4万円/ha)を助成する。	山梨県耕作放棄地対策森林整備支援事業費補助金交付要綱	
		森林吸収源対策間伐推進支援事業費補助金	県単	地球温暖化防止や県土保全等、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図るため、間伐等を実施した森林組合等の林業事業体に助成する。	10/10		10/10		山梨県造林補助事業実施要領に基づき算出した標準単価と補助額の差額を助成するとともに関連条件整備活動費又は集積費を助成する。	山梨県森林吸収源対策間伐推進支援事業費補助金交付要綱	
		松くい虫被害対策事業費補助金	県単	松くい虫防除事業 予防、駆除等	3/4		3/4	1/4	県が定めた補助基準額に対して助成する。	山梨県松くい虫被害対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
林業振興課	林野庁	林業・木材産業構造改革事業費補助金	間接	林業構造確立施設の整備 特用林産の振興施設の整備 木材産業構造改革整備 バイオマス利活用施設の整備 等	4/10～ 5/10 1/3	4/10～ 5/10 1/3			事業種目毎に国が定める採択基準を満たしているものについて、予算の範囲内で助成	山梨県林業・木材産業構造改革事業費補助金交付要綱 森林・林業・木材産業づくり交付金交付要綱	
		木造公共施設整備事業費補助金	間接	・児童福祉施設木製遊具整備 ・学校関連施設整備 ・先駆的施設整備 等	1/2	1/2		1/2	採択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成	木造公共施設整備事業費補助金交付要綱 森林・林業・木材産業づくり交付金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治 山 林 道 課	林 野 庁	林地崩壊防止事業補助金	間接	「激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命、財産等に直接被害を及ぼすおそれがあるもので、保全対象並びに復旧工事の規模等からみて、災害関連緊急事業等として採択されない箇所に対して、林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、水路工等)を新設し再度災害を防止するための事業	3/4 以内	2/4 以内	1/4 以内	1/4 以内	・激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの ・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの ・1箇所の事業費が2,000千円以上であること ・同一市町村でその事業費の合計額が3,000千円以上又は前年度の標準税収入の10%以上のもの	林地崩壊防止事業実施要綱 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道施設災害復旧事業補助金	間接	林道施設の災害復旧事業	奥地 65%以上 その他 50%以上	65%以上 50%以上		35%以下 50%以下	国が定める基準による林道施設の災害復旧に要する経費	農林水産事業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道災害関連事業補助金	間接	災害の復旧を一層高めるため、災害復旧事業に含め一連の新設の施設又は改良を行う工事を災害関連事業とし、査定の際、調査を行い事業費の決定をすることとしており、激甚災害に指定された災害による場合は、補助率の嵩上げが行われる。	奥地 55%以上 その他 50%以上	55%以上 50%以上		45%以下 50%以下		(国は予算補助) 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		道整備交付金(林道開設事業) 森林環境保全整備事業 美しい森林づくり基盤整備交付金 農山漁村地域整備交付金(林道開設事業) 地域自主戦略交付金(林道開設事業)	間接	森林基幹道整備	50.50%	50%	0.50%	49.50%	国の定める採択基準による	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
				森林管理道整備 森林施業道整備 林業専用道整備	一般 45.50% 過疎・振 50.50%	45%	0.50%	54.50%			
				作業ポイント整備 接続路整備	45.50%	45%	0.50%	54.50%			
		道整備交付金(林道改良事業) 地域自主戦略交付金(林道改良事業)	間接	林道改良事業 幹線 その他	50.50% 30.50%	50% 30%	0.50% 0.50%	49.50% 69.50%	国の定める採択基準による	森林法 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治山 林道 課	林野 庁	道整備交付金(林道舗装事業) 地域自主戦略交付金(林道舗装事	間接	林道舗装事業 幹線 その他	50.50% 101.5/300	50% 100/300	0.50% 1.5/300	49.50% 198.5/300	国の定める採択基準による	森林法 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱	
		災害関連山地災害危険地区対策事業補助金	間接	山地災害危険地区における降雨等により発生した荒廃山地等で次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所につき、再度災害の防止と林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、柵工、治山ダム工等)の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する事業	77.5/100 以内	50/100	27.5/100 以内	30/100 以内	・重要な災害復旧工事の遂行に特に並行して施行する必要があるもの ・鉄道道路法の適用を受ける道路又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を与えると認められるもの ・公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの ・人家5戸以上に被害を与えると認められるもの	災害関連山地災害危険地区対策事業実施要綱 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林地荒廃防止施設災害復旧事業補助金	間接	森林法に基づき管理されている施設以外の施設で都道府県の単独による治山事業、市町村の治山事業又は林地崩壊防止事業等により施行された施設の害復旧事業	6.5/10	65%		35%		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	
	小規模林道事業補助金	県単	国補事業の対象とならない、小規模な林道開設、林道改良、林道舗装事業	30%		30%	70%	林道開設 自動車道(幅3.0m以上)、軽車道(幅2.5m以上) 利用区域内の森林面積10ha以上等 林道改良 1箇所の事業費50千円以上 林道舗装 利用対象となる区域内に家屋等5戸以下又は公共建物がある路線 利用対象となる区域内に概ね10ha以下の農地がある路線等(新規路線については、当補助事業は廃止)	山梨県森林土木事業補助金交付要綱		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
商業 振興 金融 課	県	山梨県商店街活力再生支援事業費補助金	県単	市町村や商工会等が行う次の事業 (1)活性化支援事業(ソフト事業) ・商店街活性化計画等の策定、史跡や観光地などの地域資源を活用した商店街活性化イベントの開催等 (2)施設整備事業(ハード事業) ・育児・交流スペース、案内板、資源リサイクル設備、街路灯、防犯カメラ等の整備等 (3)創業支援事業 ・空き店舗での創業やフォローアップのためのセミナー開催などの経営指導、地権者との交渉を行うためのアドバイザー派遣、家賃補助等 (4)空き地空き店舗利用促進事業 ・空き店舗等でのイベント開催、情報提供、子育て支援、高齢者生活支援等 ・上記事業の施設等を活用し、発展的に行うイベント開催やPR活動等	1/3		1/3	1/3	○対象経費 ・活性化支援事業 謝金、旅費、庁費、事業経費 ・施設整備事業 施設・設備を整備するために要する経費 ・創業支援事業 庁費、事業経費 ・空き地空き店舗利用促進事業 庁費、事業経費 ○補助限度額 ・活性化支援事業 1,000千円 ・施設整備事業 5,000千円 ・創業支援事業 1,500千円 ・空き地空き店舗利用促進事業 1年次 2,000千円 2・3年次 600千円	山梨県商店街活力再生支援事業費補助金交付要綱	
		山梨県運輸振興事業費補助金	県単	バス事業を行う市町村が実施する輸送サービスの改善等に係る事業	定額		定額		国の通達に定める算定方式による定額補助	山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
産業 集積 推進 課	経済産業省	電源地域産業関連施設等整備費補助金	直接	研究開発施設、試験施設、貸工場、貸事業場、人材育成施設、情報提供施設、製販一体型施設、展示販売施設、物流施設、及びこれらの施設に付帯する施設並びに研究機器及び情報機器	1/2	1/2		1/2	・補助対象地域 電源地域であり、かつ、企業立地促進法に基づく「基本計画」において集積区域として設定された区域内であること。	電源地域産業関連施設等整備費補助金交付要綱	
	県	山梨県企業立地基本計画推進事業補助金	県単	工場等用地整備事業 ・工場等用地の整備のため市町村等が借り入れた資金(企業債等)の利子を平成24年度まで補給	10/10		10/10		基準額 知事が必要と認めた額	山梨県企業立地基本計画推進事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
労働政策用働課	厚生労働省	ふるさと雇用特別基金事業市町村補助金	間接	求職者等に対する継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、NPO法人、その他の法人等に対する委託により行う事業	10/10	10/10			<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が企画した新規事業(振替事業でないこと)。 ・建設、土木事業でないこと。 ・雇用機会を創出する効果が高い事業であること。 ・地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること。 ・新規雇用する労働者の雇用期間は、原則、1年以上とし、更新ができるものであること。 ・委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費は1/2以上であること。 	山梨県ふるさと雇用再生特別基金事業市町村補助金交付要綱	
		緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金	間接	失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のため、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人等に対する委託事業又は市町村が直接実施する事業(ただし、地域社会雇用分野の事業は委託事業のみ。)	10/10	10/10			<p>1 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業</p> <p>①市町村が企画した新規事業(振替事業でないこと)。ただし、重点分野雇用創出事業については、重点分野(介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用)に該当する事業であること。</p> <p>②建設、土木事業でないこと。</p> <p>③雇用、就業機会を創出する効果が高い事業であること。</p> <p>④地域内にニーズがあり、失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会に相応しい事業であること。</p> <p>2 地域人材育成事業</p> <p>①～③は1と同じ。</p> <p>④重点分野又は県において、当該地域の成長分野として設定した4分野に該当する事業であること。</p> <p>⑤失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就職するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。</p> <p>⑥事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場でのOJTや職場外でのOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うこと。</p> <p>に必要な知識・技術を取得させるための人材育成を行なう事業であること。</p>	山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業市町村補助金交付要綱	
		(次ページにつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
労働雇用課	厚生労働省	(前ページつづき)							<p>3 震災対応事業</p> <p>①～②は1と同じ</p> <p>③東日本大震災により被災した失業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者をいう。)の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、被災した失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を取得させるための人材育成を行なう事業であること。</p> <p>4 全体要件</p> <p>①緊急雇用事業の雇用期間は6ヶ月以内で1回更新可。重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業は1年以内で、更新不可、又は、6ヶ月以内で1回更新可。震災対応事業は雇用期間は1年以内とし、更新可とする。</p> <p>②事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費割合が1/2以上であること。ただし、地域人材育成事業(介護分野の事業を除く。)については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を3/5以上とすることを基本とする。</p>		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
観光資源課	県	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金	県単	○地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設	1/2		1/2	1/2	事業費が5,000千円以上であること。 ○対象施設 公衆トイレ、休憩合、観光案内所、駐車場、避難小屋、登山道、遊歩道、展望施設(四阿)、総合案内板、ベンチ等休憩施設、広場及び園地、誘導標識類その他必要と認められる施設 ○補助金限度額 10,000千円以内	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農政総務課	農林水産省・県	農地制度実施円滑化事業費補助金(農業委員会)	間接	・農地法に基づく事務の適性実施のための業務費 ・農地の有効利用を図るための業務費	定額	定額			農業委員会の事業に要する経費に補助する。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		農業委員会交付金	間接	農業委員会交付金事業 1. 委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査、農地基本台帳整備費	定額	定額			農業委員会の事務に要する経費の財源に充てる。	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 問 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考													
						国	県	市町村																
農 村 振 興 課	国土交通省	地籍調査事業費負担金	間接	地籍調査事業	3/4	2/4	1/4	1/4	1. 市町村が行う地籍調査事業の実施に伴う経費 2. 地籍図の作成 3. 地籍簿の作成	国土調査法による地籍調査費負担金交付要綱 山梨県地籍調査事業負担金交付要綱														
	農 林 水 産 省	農地利用集積推進事業費補助金	間接	農地利用集積推進事業 1. 市町村活動推進事業 2. 農地利用集積円滑化団体活動推進事業	定額	定額			市町村段階における農地利用集積円滑化に必要な活動を市町村が補助する場合における経費に対し助成する。	山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱														
		耕作放棄地再生活用促進事業費補助金	間接	耕作放棄地の解消を通じて、農地の有効利用及び地域振興を図る事業に対し助成する。 1. 耕作放棄地解消促進事業	1/2	1/2		1/2	・多様な担い手による耕作放棄地の解消	山梨県耕作放棄地再生活用促進事業費補助金交付要綱														
		中山間地域等直接支払交付金	間接	生産条件の不利な中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、協定に基づき農業生産活動等を行う農業者等に交付金を支払う。	3/4・2/3	1/2・1/3	1/4・1/3	1/4・1/3	生産条件の不利な中山間地域等で1ha以上の農振農用地を対象として協定を締結し、継続して行われる農業生産活動等や地域の実情に即した生産性、収益向上や担い手育成、集落営農化などの整備に向けた活動を行う。 通常単価 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10a当り単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水田</td> <td>1/20以上</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>1/100～1/20未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>15度以上</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>8～15未満</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> ・最低限の農地管理活動を行う協定には通常単価の8割を交付する。 ・担い手の規模拡大や小規模高齢化集落支援など積極的な取組みを実施する場合は、取組みに応じて、田で500～4,500円/10a、畑で500～1,800円/10aの加算を行う。	地目	区分	10a当り単価	水田	1/20以上	21,000円	1/100～1/20未満	8,000円	畑	15度以上	11,500円	8～15未満	3,500円	山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱	
		地目	区分	10a当り単価																				
		水田	1/20以上	21,000円																				
			1/100～1/20未満	8,000円																				
畑	15度以上	11,500円																						
	8～15未満	3,500円																						
中山間地域等直接支払推進交付金	間接	市町村推進事業 ・説明会の開催等 ・確認事務及び交付金の支払事務等	定額	定額		定額	中山間地域等直接支払事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に充てるため交付する。	山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱																
農地・水・環境保全向上活動推進費補助金	間接	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	定額	定額			農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に対し交付する	山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱																

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補 助 率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備 考
						国	県	市町村			
農 村 振 興 課	県	やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金	県単	やまなし農業ルネサンス大綱の実現に向け、強い産地づくりや技術の向上及び新たな担い手の確保・育成につながる施設等の整備に対し助成する。	1/2以内		1/2以内		・受益戸数3戸以上 ・受益面積30a以上	やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金交付要綱	
		土地改良助成費補助金	県単	企業的農業経営推進支援モデル事業	50/100		50/100	50/100	企業的経営面積が1ha以上であること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
				耕作放棄地等再生整備支援事業	50/100		50/100	50/100	中山間直接支払制度や農地・水・環境保全対策などによる共同活動を行っている地域。また、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構造に耕作放棄地の発生防止・解消を図る区域としていること。 整備する対象地域に耕作放棄地面積1ha以上含まれていること。 耕作放棄地利用計画を作成し、その達成が見込まれていること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
		耕作放棄地等管理モデル事業費補助金	県単	地域の耕作放棄地等を、農業協同組合等が管理や農作業の一部受託を行うのに必要な農業機械等の整備に対し助成する。	1/2以内		1/2以内		地域の農地管理、農作業受託に積極的に取り組む市町村を事業実施区域とする農業協同組合等	山梨県耕作放棄地等管理モデル事業費補助金交付要綱	
		リース樹園地整備支援事業費補助金	県単	耕作放棄されることが見込まれる農地を優良樹園地として整備し、新規就農者に貸し出すことに対して助成する。	1/2以内		1/2以内		未収穫期間の短縮を図るため、樹園地を整備して新規就農者に貸し出す農業協同組合	リース樹園地整備支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
果 樹 食 品 流 通 課	農 林 水 産 省	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金	間接	やまなし果樹産地施設等整備事業 ・小規模土地基盤整備 ・共同利用施設の整備等	1/2以内	1/2以内			産地の将来構想の実現に向けた園地の基盤整備、共同利用施設の整備等に要する経費に対して補助する。	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金交付要綱	
		野菜産地強化対策推進事業費補助金	間接	産地強化条件整備事業 ・低コスト耐候性ハウス ・共同利用施設 ・集団営農用機械 ・小規模土地基盤整備 等	1/2以内	1/2以内			近年輸入が急増している品目を中心に、産地が産地強化計画を策定し業務用野菜などの販路開拓をはじめ、①低コスト化②契約取引の推進③高付加価値化等の戦略を明確にした産地に対し、支援を行い、輸入野菜に対抗し得る産地を育成する。	野菜産地強化対策推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
畜産課	農林水産省	飼料自給率向上体制整備事業費補助金	間接	自給飼料生産基盤強化及び飼料生産に係る効率的な機械体系の導入のための条件整備	1/2以内 1/3以内	1/2以内 1/3以内			飼料自給率の向上が確実に見込まれる市町村、農協、営農集団及び農業生産法人	飼料自給率向上体制整備事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
花 き 農	県	水田農業改革支援事業費補助金	県単	水田を利用した転作作物の栽培や、転作作物の地産地消を推進する取組み等に対し助成する。 ①水田転作生産拡大推進事業 ②保全管理水田等再生利用事業 ③麦・大豆等高品質化推進事業 ④転作作物地産地消推進事業 ⑤産地づくり対策促進事業	1/2以内		1/2以内		・事業実施主体は、米の生産数量目標に沿った生産を行い、達成が見込まれている者であること。 ・①、③、④については、受益面積が概ね1ha以上であること。 ・②については、保全管理水田等の再生利用面積が概ね30a以上であること。 ・⑤については、国の水田利活用自給力向上事業の対象農家に対し、市町村又は農協が助成を行うこと。	水田農業改革支援事業費補助金交付要綱	
水 産 課	農 林 水 産 省	(新) 農業者戸別所得報償制度推進事業費補助金	間接	戸別所得補償制度の円滑な導入を図るため、農業者等への制度の周知、システム修正・開発、作付け面積の確認等を行う市町村、山梨県水田農業推進協議会等に対し必要な経費を助成する。	定額	定額			市町村又は地域農業再生協議会等が実施する農業者戸別所得補償制度推進事業に必要な経費を助成する。	戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農業 技術 課	農林水産省 ・ 県	被害農家営農資金利子補給等補助金 (天災資金)	間接	利子補給補助事業	3/4～ 33/40	1/2～ 13/20	1/4～ 7/40	1/4～ 7/40	天災による被害農林漁業者が経営資金を農協等から借り受けた際、基準金利との差を市町村が利子補給した金額のうち一定額を補助する。	天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する補助金交付規程	
		農業経営基盤強化資金利子助成補助金	県単	利子助成事業	1/2		1/2	1/2	効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、日本政策金融公庫資金を借り入れた農業者に利子助成を行う市町村に対し、補助金を交付する。	山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱	
	県	緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金	県単	平成10年1月の雪害に係る当該資金に利子補給を行う市町村に対し、補助金を交付する。	1/2		1/2	1/2	市町村が利子補給を行った金額の1/2以内とし、年1.5%を限度	山梨県緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考	
						国	県	市町村等				
耕地課	農林水産省	農村振興総合整備事業補助金	間接	山間地における小規模農業生産基盤の整備とあわせて農業集落における生活環境の条件整備を行う。					事業実施の対象となった農業集落にかかわる農用地の1/2以上が農業生産基盤の受益地となること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱		
				農村総合整備	75/100	50/100	25/100	25/100				
	農	農業集落排水事業補助金	間接	農業振興地域における農業用排水の水質を保全し、機能維持を図る。	50/100	50/100		50/100	受益戸数おおむね20戸以上、対象人口おおむね1,000人程度以下 事務費は工事費の3.5%	同上		
					山梨県農業集落排水事業者普及促進費補助金	県単	農業集落排水事業を実施する市町村に対して、その促進を図る。	2.5/100		2.5/100		農業集落排水事業を実施するうえで、前年度の生活排水クリーン処理率が82%未満である市町村の一般会計に対して補助する。
	農	農	農	間接	調査設計事業	50/100	50/100		50/100	各種土地改良事業調査	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
					農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(H19以降採択地区)	50.5～55.5/100	中山間地55/100	中山間地0.5/100	49.5/100	44.5/100	受益面積 5ha以上	同上
					基盤整備促進事業(H17以降採択地区)						基幹工程 ・農業用排水施設 ・農道 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理付帯工程 ・農用地保全 ・農地造成 ・土壌改良 ・交換分合 ・営農用水施設 ・農業集落道 ・防災安全施設 ・土地利用推進 ・特認	
					地域農業水利施設ストックマネジメント事業					受益面積 100a以上		
	産	産	産	間接	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(H19以降採択地区) ・農林水産物処理加工施設 ・農林水産物集出荷貯蔵施設 ・育苗施設 ・農林漁業体験施設 ・都市農山漁村総合交流促進施設 など	1/2～3/10	1/2～3/10		1/2	5法指定地域(山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、特定農山村地域における農林漁業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に指定された地域)	山村振興等農林漁業特別対策事業補助金交付要綱	
	省	省	省	間接	農業用水水源地域保全対策事業費補助金	10/10	10/10			事業実施主体の事務所が所在する森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区の区域内において、平成24年度末までに「農業用水水源保全対策事業実施要綱」第4に掲げる特定事業又は耕作放棄地対策の実施が見込まれていること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村等			
耕地課	農林水産省	農地防災事業費補助金	間接	ため池等整備事業	75/100	50/100	25/100	25/100	ため池等整備事業(一般型) 受益面積 5ha以上 総事業費 800万円以上 土砂崩壊防止事業 総事業費 800万円以上	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
		災害復旧事業費補助金	間接	災害復旧費		増高申請による補助率		国費補助残	一般災害 高率補助・連年災害補助 激甚災害補助	同上	
	県	土地改良助成費補助金	県単	鳥獣害防除事業	30/100		30/100	70/100	鳥獣害防除施設等であって受益面積が3ha以上あること(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上)	同上	
				特産農産物生産支援整備事業	50/100		50/100	50/100	特産農産物生産計画を作成した地域受益面積が3ha以上(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上)(または、醸造用ぶどう拡大、新産地育成の場合は0.5ha以上)あること。	同上	
				果樹団地化促進支援事業	100		100		山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画を策定している。果樹団地化推進事業のモデル地区の指定を受けている。農地の集団化・団地化が見込める地域であること。県営土地改良事業でほ場整備を実施する地区であること。	同上	
		経営体育成土地利用調整推進事業補助金	県単	経営体育成基盤整備事業を実施する市町村に対し、その促進を図る。	50/100		50/100	50/100	経営体育成土地利用調整事業を実施する市町村に対して補助する。	山梨県経営体育成土地利用調整事業補助金交付要綱	
	内閣府(農林水産省)	道整備交付金	間接	広域農道整備事業	90/100	50/100	40/100	10/100	国の定める基準による農道整備に要する事業	地域再生法	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 県の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
県(美しい県土づくり推進室)	県	景観計画策定事業費補助金	県単	市町村が景観法に基づく景観計画を策定するために実施する次の事業 1 住民からの意見聴取会の開催事業 2 景観計画策定に係る調査委託事業 3 景観計画作成事業	1/2		1/2	1/2	200万円以内、かつ1回限り、単年度限り	予算補助 (山梨県景観計画策定事業費補助金交付要綱)	
		(新) 景観形成モデル事業費補助金	県単	景観形成モデル地区において市町村等が実施する次の事業 1 市町村直営事業 ・公共施設の修景及び緑化及びモニュメントの設置等 ・景観阻害物件の除却等 2 住民実施事業 ・建築物及び工作物の外観修景又は除却等 ・屋外広告物の外観修景、除却又は集約化等	・市町村事業については1/2 ・住民実施事業については市町村が補助する額の1/2		1/2	1/2	・市町村事業 1地区200万円以内、複数年可 ・住民実施事業 1件120万円以内かつ1回限り、単年度限り(但し、世界遺産登録コアゾーン、バッファゾーンは1件160万円以内)	予算補助 (山梨県景観形成モデル事業費補助金交付要綱)	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
道路整備課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	・市町村道整備事業 ・市町村道整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業	5.5/10 又は [1/2]	5.5/10 又は [1/2]		4.5/10 又は [1/2]	道路法に基づく市町村道及び関連事業で国土交通省が定める採択基準	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	財政力指数により、補助率のかさ上げ有り
	内閣府(国土交通省)	道整備交付金	直接	市町村道整備事業	1/2	1/2		1/2	道路法に基づく市町村道で国土交通省が定める採択基準 地域再生計画に位置づけられた事業	地域再生法第13条第3項	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治水課	国土交通省	河川等災害関連事業費補助金	直接	河川等災害関連事業(一般関連事業)	1/2	1/2		1/2	災害関連費 総工事費のうち災害関連工事の占める割合が5割以下で1箇所 の災害関連工事費が県にあって 2,400万円以上、市町村にあって は1,800万円以上	公共土木施設災害復 旧事業査定方針(昭和 32年7月15日建設省河 発第351号) 激甚災害に対処するた めの特別の財政援助 等に関する法律第3条 予算補助	
				河川等災害関連事業(特定関連事業)	1/2	1/2		1/2	災害復旧事業の工事費以内で 900万円以上4,500万円未満(人工 構造物は7,000万円未満)	予算補助	
				河川等災害関連事業(特定小川災害関連環境再生事業)	1/2	1/2		1/2	関連する災害復旧工事費以内	激甚災害に対処するた めの特別の財政援助 等に関する法律第3条	
		河川等災害復旧助成事業費補助金	直接	河川等災害関連特別対策事業	4/10	4/10		6/10	1,200万以上1億円未満	予算補助 激甚災害に対処するた めの特別の財政援助 等に関する法律第3条	
		社会資本整備総合交付金	直接	準用河川改修事業	1/3	1/3		2/3	総合流域防災事業費	総合流域防災事業の 実施について(平成21 年3月31日国河計第 115号)	
					1/3	1/3	1/3	1/3			
			直接	都市基盤河川改修	1/3	1/3		2/3	国土交通省の定める都市基盤河 川の改修事業	河川法第65条の2	
		河川等災害復旧事業費負担金	直接	公共土木施設災害復旧事業	2/3以上	2/3以上		1/3	災害復旧事業費 1施行ヶ所の工事費60万円以上	公共土木施設災害復 旧事業費国庫負担法	
水防資材費補助金	直接	水防資材整備事業	2/3	2/3		1/3	水防用資材費 激甚災害指定35万円を越える部 分がある場合(超過額に対して補 助)	水防資材費国庫補助 基準			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
都市計画課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	結節点改築	1/2	1/2		1/2	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	道路整備費の財源等の特例に関する法律	平成22年度以降対象市町村なし
			直接	・街路事業、土地区画整理事業 ・街路事業および土地区画整理事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業	5.5/10	5.5/10		4.5/10	道路法に基づく市町村道(街路)で国土交通省の定める採択基準社会資本整備総合交付金交付要綱に定める基準	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	財政力指数により、補助率のかさ上げ有り
			直接	都市公園事業	用地1/3 施設1/2	1/3 1/2		2/3 1/2	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	都市公園法	
			直接	都市再生整備計画に位置づけた「①地域の特性を生かしたまちづくり、②地域経済・社会の活性化」に資する事業	4/10以内	4/10以内		6/10以上	既存の国庫補助事業である基幹事業(道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設)と採択基準にしばられない自由な事業(提案事業)を組み合わせて3~5年間で実施する場合に、交付対象事業費の最大40%の国費が交付される	都市再生特別措置法	平成16年度新設
			直接	都市防災総合推進事業	1/2 (1/3)	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)	地方公共団体が策定する「都市防災事業計画」に基づく事業()は、構造費まちづくり活動支援に対する率	都市再生推進事業費補助金交付要綱	平成23年度対象市町村なし (平成22年度繰越分あり)
			直接(間接)	市街地整備、「整備計画作成」	1/3 (1/3)	1/3 (1/3)	1/6 (1/6)	1/2 (1/6)	都市計画事業である市街地再開発事業	都市再開発法、市街地再開発事業等補助要領、山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱	「」は県費「0」 ()は組合施行
			県(国土交通省)		土地区画整理事業補助金	直接 県単	公共団体等区画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて市町村が実施する土地区画整理事業	7.5/10 7.75/10	5/10 5.5/10	2.5/10 2.25/10	2.5/10 2.25/10
組合土地区画整理事業補助金	間接	組合区画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて組合等が実施する土地区画整理事業			10/10	6/10	1/5 (0)	1/5 (2/5)	既成市街地内で幅員8m以上の都市計画道路の新設・改築及び既成市街地外で幅員12m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地外の市町村管理都市計画道路は県負担対象外)	組合等区画整理補助事業実施要領 山梨県組合等土地区画整理事業補助金等交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助 率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
下水道 道 省 課	国 土 交 通 省	社会資本整備総合交付金	直接	污水管渠整備 地方公共団体の個人助成への補助	1/3・1/2	1/3・1/2		2/3・1/2	国土交通省の定める「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」に該当するもの 他	下水道法34条	
				処理場の整備及び改築更新(水処理) 合流改善 地震対策(水処理) 新世代・光ファイバー他	1/2・ 5.5/10	1/2・ 5.5/10		1/2・ 4.5/10	終末処理場として補助しているもの 合流式下水道の区域内で行う、滞水地、貯蓄施設の設置、遮集管の増設、雨水吐口の改良等 下水道機能確保のため、今後増大する老朽施設について計画的な機能高度化をする事業 下水道管理用光ファイバーの敷設 他	同上	
				処理場の整備及び改築更新(汚泥処理) 地震対策(汚泥処理) 下水道資源循環利用計画策定及び民間活用(PFI) 汚泥有効利用	1/3・1/2 5.5/10	1/3・1/2 5.5/10		2/3・1/2 4.5/10	終末処理場として補助しているもの 下水道機能確保のため、今後増大する老朽施設について計画的な機能高度化をする事業 汚泥やバイオガスの有効利用を実施する施設の整備	同上	
				地震対策(管渠) 改築更新(管渠) 下水道長寿命化計画策定他	1/2	1/2		1/2	地震対策及び「下水道地震対策緊急整備計画」に位置づけた施設の改築更新等 「下水道長寿命化計画」に位置づけた施設の改築更新等	同上	
				雨水管渠整備 都市下水道	1/2 4/10	1/2 4/10		1/2 6/10	国土交通省の定める「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」に該当するもの 集水面積が50ha以上のもの。浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。全体事業費3億円以上。	同上	
				公共下水道 特定環境保全公共下水道	管・1/2 処・1/2 〃・ 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	住宅建設事業、宅地開発事業に関する基幹的な公共施設整備(道路・下水・河川等)で通常の国庫補助事業に加え別枠で補助を行う。	住宅市街地基盤整備事業制度要綱	
				内閣府(国土交通省)	汚水処理施設整備交付金	直接	汚水処理施設の整備	管・1/2 処・ 5.5/10 処1/2	1/2 5.5/10 1/2		1/2 4.5/10 1/2

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
下水道課	県	山梨県公共下水道普及促進費補助金	県単	公共下水道事業を実施する市町村の財政援助及び事業の促進を図る	国庫補助対象事業費の2.5%以内 市町村単独事業費の2.5%以内		10/10		下水道事業を実施する市町村の一般会計に対する交付生活排水クリーン処理率が82%未満であること等	山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)	直接	地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	基幹事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅地区改良事業等 ・優良建築物等整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業等 提案事業 ・地域の政策の実施に必要な事業	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	
			直接	市町村が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	主体及び屋外付帯工事に要する経費	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領	
				民間が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	1/3	1/3		1/3	共同施設等整備に要する経費 これらの経費の合計額の2/3を限度		
			直接	地区住民の発意と創意を尊重した、ゆとりとうるおいのある市街地の形成					次のいずれかに該当する地区で区域面積1ha以上。 ・接道不良住宅率70%以上 ・住宅密度30戸/ha以上 ・区域内の幅員6m以上の道路が総延長の1/4未満 ・公園、広場、緑地の面積3%未満 ・条例等により景観形成を図るべきこととされている区域	街なみ環境整備事業制度要綱	
				①協議会活動助成事業	1/2	1/2		1/2			
	②整備方針策定事業	1/2	1/2		1/2						
	③街なみ整備事業	1/2	1/2		1/2						
	④街なみ整備助成事業	1/3	1/3		2/3						

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補 助 率	負 担 割 合			補 助 基 準 等	根拠法令等	備 考
						国	県	市町村			
建 築 住 宅 課	国 土 交 通 省	社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)	直接	アスベスト改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	1/3 調査 10/10 (25万円/ 棟以内) 以内	1/3	—	2/3	次の事業を補助対象とする。 ・吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱	
				アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し補助を行う。	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内(調査の場合は、市町村が補助する額以内かつ、25万円/棟以内)	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内	—	—			
			直接	住宅・建築物の耐震診断・耐震改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	1/2 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	次の事業を補助対象とする。 ・住宅の耐震化の支援に関する事業 ・建築物の耐震化の支援に関する事業 ・避難所等の耐震改修、建替えに関する事業	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱	
				間接	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転 ①危険住宅の除去に要する経費助成 ②危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する経費助成	3/4	2/4	1/4			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)	直接	地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業	1/2	1/2		1/2	狭あい道路に係る調査、測量、分筆、登記、データベースの築造に要する費用	狭あい道路整備等促進事業制度要綱	
				狭あい道路拡幅整備事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業(ハード事業)	1/3	「狭あい道路拡幅整備に要する費用の1/3以内」かつ「地方公共団体が補助する額の1/2以内」	1/3	狭あい道路拡幅整備に係る調査、設計、築造、舗装に要する費用			
	山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金	県単	アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し、補助を行う。	市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内	—	市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内。ただし、事業に要する費用は、3,000万円を限度とする。	任意	次の事業を補助対象とする。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。	山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱		
	木造住宅耐震診断支援事業補助金	県単	国の補助制度に基づき市町村が行う、木造住宅の耐震診断事業	1/2		1/4	1/4	○補助対象 ・個人所有の1戸建の住宅 ・在来工法で建築され、2階建以下のもの ・昭和56年5月以前に着工したもの ○補助限度額 7,500円/戸	緊急木造住宅「わが家の耐震診断」支援事業費補助金交付要綱		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	木造住宅耐震化支援事業補助金	間接	個人の木造住宅耐震改修に補助する市町村に対して補助を行う。	36.25 /100	市町村 負担の 4.5/10	「改修費 の1/4」 かつ 「市町村 が補助す る金額の 1/2」 かつ 30万円を 上限とす る。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅で、総合評点が1.0以上となるよう改修を行うもの。 ただし、東海地震の想定震度が6強以上となる地域を含む市町村においては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅が対象。 (一般世帯が対象)	緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金交付要綱	
					48.33 /100	「改修費 の1/3」 かつ 「市町村 が補助す る金額の 1/2」 かつ 40万円を 上限とす る。		(高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象) ※他の内容は上記に同じ			
		耐震性向上型改修支援事業補助金	間接	個人の木造住宅耐震性向上型改修に補助する市町村に対して補助を行う。	48.33 /100	市町村 負担の 4.5/10	「改修費 の1/3」 かつ 「市町村 が補助す る金額の 1/2」 かつ 40万円を 上限とす る。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅(S45.12.31以前に着工)で、総合評点が0.7以上1.0未満となるよう改修を行うもの。 (高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象)		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	木造住宅耐震化建替支援事業費補助金	間接	耐震性の低い個人の木造住宅の建替に補助する市町村に対して補助を行う。	36.25 /100 48.33 /100	市町村負担の4.5/10	「除去する既存住宅を耐震改修した場合に要する費用の1/4」かつ「市町村が補助する金額の1/2」かつ30万円を上限とする。 「耐震改修した場合に要する費用の1/3」かつ「市町村が補助する金額の1/2」かつ40万円を上限とする。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅の建替を行うもの。 ただし、東海地震の想定震度が6強以上となる地域を含む市町村においては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅の建替が対象。 (一般世帯が対象) (高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象) ※他の内容は上記に同じ	木造住宅耐震化建替支援事業費補助金交付要綱	
		木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金	間接	耐震性の低い個人の木造住宅への耐震シェルターの設置に補助する市町村に対して補助を行う。	36.25 /100 48.33 /100	市町村負担の4.5/10	「耐震シェルターの設置の1/4」かつ「市町村が補助する金額の1/2」かつ9万円を上限とする。 「耐震シェルター設置費の1/3」かつ「市町村が補助する金額の1/2」かつ12万円を上限とする。	任意	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置するもの。 (一般世帯が対象) (高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象) ※他の内容は上記に同じ	木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間県 の区分	補助対象事業の内容	補助 率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	公立学校施設整備費負担金	直接	公立小・中学校校舎の新增築事業	1/2	1/2		1/2	不足教室の解消	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				公立小・中学校屋内運動場の新增築事業	1/2	1/2		1/2	未保有校の解消 不足面積の解消	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				公立小・中学校統合校舎等の新增築事業	1/2	1/2		1/2	統合に伴い必要な校舎又は屋内運動場の確保	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
		新)学校施設環境改善交付金	直接	公立学校危険建物の改築事業	1/3	1/3		2/3	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の危険建物(木造の建物については耐力度5,500点以下、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造等の建物については耐力度4,500点以下)の改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	過(山)の対象は小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。 山は財政力指数(直近3年平均)0.40未満
					過(山) 5.5/10	5.5/10		4.5/10			
					公立学校不適格建物の改築事業	1/3	1/3		2/3	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の不適格建物(教育を行うのに著しく不適当な建物)の改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
				地震防災対策事業(改築)	1/2	1/2		1/2	地震対策緊急整備事業計画に基づく公立小中学校及び中等教育学校(前期課程)における校舎の危険改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
			1/2						1/2		1/2
				(次ページにつづく)							

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	(前ページつづき)							・Is値0.30未満又はq値0.50未満の非木造建物及びIw値0.70未満の木造建物のうち、技術上補強を行うことが困難であると文部科学大臣が認める場合		
		地震防災対策事業(補強)		1/2 ※2/3	1/2 2/3		1/2 1/3	地震対策緊急整備事業計画に基づく公立小中学校及び中等教育学校(前期課程)における非木造校舎の補強	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	※S53～S55平均財政力指数0.5以下の市町村が設置するもの又は文部科学大臣の定める基準(Is値0.3未満又はq値0.50未満)のもの	
				1/2	1/2		1/2	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立小中学校、中等教育学校(前期課程)における非木造校舎及び非木造屋内運動場の補強 ・Is値0.30以上0.7未満又はq値0.50以上1.0未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法		
				2/3	2/3		1/3	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立幼稚園、小中学校、中等教育学校(前期課程)の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、以下に該当するものの補強 ・Is値0.30未満又はq値0.50未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 ・その他文部科学大臣が認めるもの	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法		
		大規模改造(老朽)事業		1/3 財政力指数(直近3年平均)1.00超の市町村 2/7	1/3 2/7		2/3 5/7	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の建物で建築後20年以上経過したものの大規模改造工事 ・建物全体の改修工事 上限度額2億円 幼稚園下限度額400万円 幼稚園以外下限度額7,000万円(小規模校等は1,000万円) ・エコ改修工事 上限度額事業単位で2億円 幼稚園下限度額400万円 幼稚園以外下限度額7,000万円(小規模自治体は1,000万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律		
		(次ページにつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助 率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	(前ページつづき)		大規模改造(質的整備)事業	1/3	1/3		2/3	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の建物の大規模改造工事(質的整備) ・教育内容及び方法の多様化に適合させるための内部改造工事(下限額2,000万円。ただしトイレ改造は400万円、余裕教室は200万円) ・法令等に適合させるための工事(下限額400万円) ・既設校内LANの整備(下限額400万円) ・空調設置工事(下限額400万円) ・障害児等対策施設整備(下限額400万円) ・安全管理対策施設整備(下限額1,000万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	既設校内LAN整備の上限額は3,000万円、それ以外については2億円
					財政力指数(直近3年平均)1.00超の市町村	2/7	2/7	5/7	公立の幼稚園の建物の大規模改造工事(質的整備) ・教育内容及び方法の多様化に適合させるための内部改造工事等(下限額400万円) ・安全管理対策施設整備(下限額1,000万円)		既設校内LAN整備は高等学校及び中等教育学校の後期課程も対象
				公立学校屋外教育環境整備事業	1/3	1/3		2/3	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の屋外教育環境施設(グラウンド、学校ビオトープ、屋外防災施設等)の整備 高等学校、中等教育学校の後期課程の屋外教育環境施設(屋外防災施設等)の整備 公立の幼稚園の屋外教育環境施設(屋外運動広場等)の整備 下限額1校あたり1,000万円 上限額1校あたり6,000万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	平成26年度まで
				木の教育環境施設整備事業	1/3	1/3		2/3	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の木のふれあいの場、専用講堂の整備 各学校ごとに下限額600万円(心の教室の整備は400万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	平成24年度まで
		(次ページにつづく)		地域・学校連携施設整備事業	1/3	1/3		2/3	公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の地域・学校連携施設(複合化促進型)の新增築、改築(原則として校舎又は屋内運動場の新增築と同時に行われるものに限る。)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	平成23年度まで

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助 率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	(前ページつづき)		公立小・中学校へき地教員住宅等の新増築事業	1/2 ⑥ 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	へき地教員住宅、へき地集会室(体育、音楽等の学校教育及び社会教育用の施設)の確保 へき地児童生徒用の寄宿舎の確保	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 へき地教育振興法	⑥の対象は事業を行う年度の10年前までに統合した学校に係る教員住宅、寄宿舎に限る。
				公立幼稚園園舎の新増築事業	1/3	1/3		2/3	公立幼稚園の園舎の確保 公立幼稚園の学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				公立学校建物の公害防止工事業	1/3	1/3		2/3	公害の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なもの改築及び騒音、大気汚染などの公害防止工事 (公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校が対象)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
				地上デジタル放送整備事業	1/2 ※2/3	1/2 2/3		1/2 1/3	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、公民館のアンテナ工事、校内の配線工事等 下限額 なし	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	※へき地の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程(直近3年平均の財政力指数が0.5以下である市町村の区域内にあるものに限る。) 平成23年度まで
				太陽光発電整備事業	1/2	1/2		1/2	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、共同調理場の太陽光発電を設置するために必要となる工事一式、その他関連工事 下限額 400万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				校内LAN(新設)整備事業	1/2 ※2/3	1/2 2/3		1/2 1/3	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の校内LANを新設する工事 下限額 400万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	※へき地の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程(直近3年平均の財政力指数が0.5以下である市町村の区域内にあるものに限る。) 平成23年度まで

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	直接	公立学校施設災害復旧事業	2/3	2/3		1/3	○建物新築又は補修 ○工作物新設又は補修 ○土地・校地復旧工事 ○設備費・設備・備品の購入又は修理	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	
		へき地児童生徒援助費等補助金	直接	(1)スクールバス・ボート等購入費 ①スクールバス・ボート購入費 へき地学校及び市町村の合併に起因する学校統合における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和並びに人口の過疎現象に起因する児童・生徒の減少に対処する為の学校統合及び過疎地域等におけるバス路線、ボートの運行(航)の廃止による遠距離児童・生徒の通学条件の緩和を図るために運行(航)するスクールバス・ボートの購入事業	1/2	1/2		1/2	補助限度額 ①1台(隻)あたり 250万円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
			直接	②寄宿舎設備整備費 地方公共団体がへき地学校等に設置する通年制の寄宿舎に整備する設備の購入事業	1/2	1/2		1/2	②1舎あたり 新設寄宿舎 30万円 既設寄宿舎 15万円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
			直接	(2)遠距離通学費等 ①遠距離通学費 学校統合の行われた年度又はその翌年度から引き続き通学費を負担することとした当該統合に係る小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業	1/2	1/2		1/2		へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
			直接	②寄宿舎居住費 公立の小・中学に寄宿舎を設置し、これにへき地学校等の児童生徒を入舎させ、該当児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舎居住に要する食費、日用品費及び寝具費を市町村が徴収を免除する事業	1/2	1/2		1/2	②1人あたり 食費等日額 1,370円12銭 寝具類 5,250円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
			直接	③高度へき地修学旅行費 高度へき地学校の児童・生徒にかかる小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち交通費、宿泊費、見学料、及び旅行傷害保険料並びに均一に負担すべきこととなるその他の費用を市町村が負担する事業					③財政力指数 0.4未満 補助率2/3 0.4以上 補助率1/2	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
		直接	理科教育設備整備費等補助金	直接	小・中学校及び高等学校における理科・算数及び数学に関する教育のための設備を整備するために必要な経費の一部を補助する。	1/2	1/2		1/2	理科設備 算数・数学設備	理科教育振興法 理科教育設備整備費等補助金交付要綱

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
義務教育課	文部科学省	幼稚園就園奨励費補助金	直接		1/3	1/3		2/3	1. 生活保護世帯 2. 市町村民税非課税世帯 3. 市町村民税所得割非課税世帯 4. 市町村民税所得割課税額が34,500円以下の世帯(私立のみ) 5. 市町村民税所得割課税額が183,000円以下の世帯(私立のみ)	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	
		要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金	直接	(1)経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費、医療費等の一部を補助する。 (2)特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担能力の程度に応じて、就学のため必要な経費の全部又は一部を支弁する。	1/2 1/2	1/2 1/2	1/2 1/2	学用品費当該年度に定める額 保護者等の収入額が必要額の2.5倍以上、通学費全額職場実習交通費、交流学习交通費は3/4の額支給、2.5倍未満、通学費、職場実習交通費、交流学习交通費のみ全額支給、他は半額支給	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱		
	県	「やまなし」心づくり研究指定校事業費補助金	県単	豊かな心の育成を推進する、小・中学校が連携して道徳教育を計画・実施するため、その経費の一部補助する。	1/2		1/2	1/2	1校100千円を限度	「やまなし」心づくり研究指定校事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
高校教育課	文部科学省	公立高等学校授業料不徴収交付金	直接	公立高等学校においては授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国が定める算式に基づき交付する。	国が定める算式及び比率	10/10			公立高等学校基礎授業料月額×12月×基準日の生徒数×調整率 ※基準日…当該年の10月1日 調整率…文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
社会 教育 課	文 部 科 学 省	放課後子どもプラン推進事業費補助金	間接	放課後子どもプランの推進 1 放課後子ども教室推進事業費 2 放課後子ども教室備品整備事業費 (放課後児童健全育成事業費等については福祉保健部 児童家庭課欄に掲載)	1/3	1/3	1/3	1/3	1. 放課後子ども教室の運営に係 わる経費 (1)放課後子ども教室運営費 (2)運営委員会経費 (3)コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積 算し、文部科学大臣が認めた額 2. 放課後子ども教室の備品に係 わる経費 市町村が地域の実情に応じて積 算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子どもプラン推 進事業費補助金交付 要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
ス ポ ー ツ 健 康 課	文 部 科 学 省	学校施設環境改善交付金	直接	社会体育施設及び公立学校の体育施設照明、クラブハウス、水泳場、武道場等の整備						スポーツ振興法 学校施設環境改善交 付金交付要綱	
					1/3	1/3		2/3	○地域スポーツセンター新設 対象面積 2,000㎡～4,000㎡ ただし、研究又は宿泊機能を併設する施設の場合 2,000㎡～6,000㎡		
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	○地域スポーツセンター改造 対象面積 1,500㎡以上(改造前) 2,000㎡以上(改造後)		
					1/3 定額 (1/3)	1/3 定額 (1/3)		2/3 定額 (2/3)	○地域武道センター(柔剣道場) 対象面積 550㎡～2,100㎡ ○地域武道センター(弓道場)		
					1/3 1/3 ※1/2 1/3 ※1/2	1/3 1/3 ※1/2 1/3 ※1/2		2/3 2/3 ※1/2 2/3 ※1/2	○水泳プール(地域スイミングセンター) 一般(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ 浄水型(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2 浄水型(屋外) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、補助率1/2		
					1/2 1/2	1/2 1/2		1/2 1/2	○水泳プール(社会体育施設) 浄水型(屋内) 対象面積 600㎡(水面積) 浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)		
					1/3	1/3		2/3	○地域屋外スポーツセンター 対象面積(運動場分) 5,000㎡～10,000㎡ 対象面積(照明施設分) 5,000㎡～10,000㎡ 対象面積(クラブハウス分) 330㎡		
					1/3	1/3		2/3	○石綿健康等被害防止 石綿の除去、囲い込み、封じ込め		
					1/3	1/3		2/3	○屋外運動場照明 平均照度100ルクス以上、被照明面積900㎡～6,000㎡		
					(次ページにつづく)						

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 問 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
ス ポ ー ツ 健 康 課	文 部 科 学 省	(前ページつづき)			1/3	1/3		2/3	○クラブハウス 対象面積 300㎡ 小学校、中学校、高等学校の体育施設を一般住民に開放するための管理室、談話室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等の施設		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール(公立学校体育施設) 一般(屋内)		
					1/3	1/3		2/3	対象面積 400㎡(水面積) 一般(屋外)		
					1/3	1/3		2/3	対象面積 400㎡(水面積) 浄水型(屋内)		
					※1/2	※1/2		※1/2	対象面積 400㎡(水面積) ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3	浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積) ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					※1/2	※1/2		※1/2			
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	○水泳プール耐震補強		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール上屋 対象面積 600㎡		
					1/2	1/2		1/2	○中学校武道場(新築) 柔道場・相撲場:対象面積 250㎡ 剣道場・なぎなた場:対象面積 300㎡ 柔剣道場:対象面積 450㎡		
1/3	1/3		2/3	○中学校武道場(改築) 柔道場・相撲場:対象面積 250㎡ 剣道場・なぎなた場:対象面積 300㎡ 柔剣道場:対象面積 450㎡							
				学校給食の開始及び改善充実に必要な施設、設備の整備	新增築 1/2 改築 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	(施設) 児童、生徒数に応じて定められている面積に別に定める建築単価を乗じて得た額 (設備) 児童、生徒数に応じて別に定める金額 (解体・撤去費) 公共事業等に使用されている積算基準を参考とし、事業箇所の実情に応じて算出	学校施設環境改善交付金交付要綱 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																									
						国	県	市町村																																												
スポーツ健康課	文部科学省	要保護児童生徒援助費補助金(医療費等)	直接	経済的理由によって、就学困難と認められる児童、生徒に対する就学援助	1/2	1/2		1/2	要保護児童生徒に対する医療費、学校給食費 医療費 平均額 12,000円 給食費 (完全給食) 小学校 51,000円 中学校 58,000円 (補食給食) 小学校 39,000円 中学校 44,000円 (ミルク給食) 小学校 8,000円 中学校 8,000円	学校保健安全法 学校給食法 要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱																																										
		へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費)	直接	医師、歯科医師等の派遣	1/2	1/2		1/2	派遣費(謝金・旅費)	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱 へき地教育振興法																																										
		へき地学校心臓検診事業		1/3	1/3	2/3	別表A <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医師</th> <th>歯科医師</th> <th>薬剤師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>謝金</td> <td>44,000円</td> <td>44,000円</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> 別表B <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">医師</th> <th colspan="2">歯科医師</th> <th colspan="2">薬剤師</th> </tr> <tr> <th>人員</th> <th>回数</th> <th>人員</th> <th>回数</th> <th>人員</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童生徒数が100人未満の学校</td> <td>3人</td> <td>1回</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数が100人以上200人未満の学校</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>児童生徒数が200人以上の学校</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> 別表Aおよび別表Bにより算出した額の定額(1/2)を上限とし、派遣費の1/2の額 へき地学校心臓検診事業 市町村ごとの実施児童生徒に2,260円を乗じて得た額の定額(1/3)を限度とし、補助対象経費の1/3以内の定額	区分	医師	歯科医師	薬剤師	謝金	44,000円	44,000円	34,000円	旅費	6,000円	6,000円	6,000円	区分	医師		歯科医師		薬剤師		人員	回数	人員	回数	人員	回数	児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1	児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2	児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1
区分	医師	歯科医師	薬剤師																																																	
謝金	44,000円	44,000円	34,000円																																																	
旅費	6,000円	6,000円	6,000円																																																	
区分	医師		歯科医師		薬剤師																																															
	人員	回数	人員	回数	人員	回数																																														
児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1																																														
児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2																																														
児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1	3																																														
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	間接	地域ぐるみでの効果的・継続的な子どもの安全確保に向けた体制整備 (1)スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施 (2)スクールガード養成講習会の開催 (3)子どもたちの見守り活動の実施	2/3	1/3	1/3	1/3	① スクールガード・リーダーの巡回指導経費 ・スクールガード・リーダー巡回指導謝金、保険料等。 ・スクールガード・リーダーの配置人数年間100日程度の活動を原則とする。 ② スクールガード養成講習会の開催経費 ・講師に対する謝金・旅費等。	・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領 ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱																																												

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 術 文 化	文 化 庁 (県)	国宝重要文化財等保存整備費補助金	直接 県単	建築物、美術工芸品の保存修理事業又は防災施設の整備及び埋蔵文化財の発掘調査、史跡の保存整備 ・発掘調査等 ・史跡名勝天然記念物の総合整備活用※ ・建物の復元、整地、盛土、芝張り等の工事 ・説明板、案内板等の設置 ・重要文化財建造物等公開活用 ・史跡等及び埋蔵文化財公開活用	75/100～ 92.5/100 ※ 50/100～ 75/100	(直接) 50/100～ 85/100 ※ 50/100	(県単) 25/100～ 7.5/100 ※ 25/100～ 0/100	12.5/100 ～ 3.75/100 ※ 50/100～ 25/100	(国) 重要文化財の修理又は防災施設等の整備及び埋蔵文化財発掘調査・史跡の保存整備等に要する経費の1/2～85/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内	文化財保護法 山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	事業規模指教に応じた加算率 ※史跡等総合整備活用推進事業の場合
		史跡等購入費補助金	直接 県単	史跡等買上げ	90/100	(直接) 80/100	(県単) 10/100	10/100	(国) 国指定史跡の買上げに要する経費の80/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内	同 上 同 上	
財 課	県	文化財保存事業費補助金	県単	文化財修理事業 ” 防災施設事業 ” 保存施設事業	75/100		50/100	25/100	山梨県指定文化財等の修理、防災施設、保存施設、説明板標識柱の設置	山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	
		無形民俗文化財保存事業費補助金	県単	無形民俗文化財に対する補助金 ・後継者養成事業 ・記録作成及び用具等補助事業 ・関東ブロック民俗芸能大会の出演団体に対する補助	75/100		50/100	25/100	・後継者養成事業(上限8万円) ・記録作成及び用具等補修事業(上限10万円) ・関東ブロック民俗芸能大会出演団体への補助(定額20万円) (但し本県が開催県の場合、定額10万円)	山梨県無形民俗文化財保存事業費補助金交付要綱	・記録作成及び用具等補修事業(上限10万円)

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
生涯学習文化課	(財)自治総合センター	地域の芸術環境づくり助成事業	直接	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うもの	10/10以内				助成金額:上限500万円 事業主体:市町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人、実行委員会	コミュニティ助成事業 実施要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	(財) 自 治 総 合 セ ン タ ー	コミュニティ助成事業	直接	(1)一般コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業 (3)青少年健全育成助成事業 (4)共生のまちづくり助成事業 (5)活力ある地域づくり助成事業 (i)広域連携推進助成事業 (ii)地域資源活用助成事業 (iii)活力ある商店街づくり助成事業	10/10 以内				(1)100万円～250万円 (2)総事業費の3/5以内に相当する額で1,500万円を限度とする (3)30万円～100万円 (4)ハード事業 上限1,000万円 ソフト事業 上限500万円 (5)(i)(ii)上限200万円 (iii)上限1,000万円	コミュニティ助成事業 実施要綱	
		シンポジウム助成事業	直接	シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る事業	10/10 以内				シンポジウム(パネルディスカッション、基調講演)と事例発表、展示会等。助成金:300万円を上限。	シンポジウム助成事業 実施要綱	
		宝くじスポーツフェア開催事業	直接	野球・バレーボール・サッカーの“宝くじスポーツフェア”を実施し、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業	10/10 以内				事業の実施に要する経費は、原則として財団法人自治総合センターが負担するが、「会場及び付帯施設、設備の提供と運営」「運営スタッフの提供」「参加者、出場者の募集と管理」「開催告知及び観客の動員」「選手等の送迎」「選手、スタッフの昼食等手配」は開催地が負担する。	宝くじスポーツフェア 実施要綱	
		環境保全促進事業	直接	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る事業	10/10 以内				都道府県、市町村、市町村が認めるコミュニティ組織が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。 (1)実施団体が都道府県、市(区)町村の場合においては、1件あたり200万円を限度。 (2)実施団体が市町村が認めるコミュニティ組織の場合においては、1件あたり100万円を限度。	環境保全促進事業 実施要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	(財) 地 域 活 性 化 セ ン タ ー	地域イベント助成事業(長寿社会づくりソフト事業)	直接	地域のコミュニティが主体的に実施する地域イベントに対して、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報目的とする事業	10/10 以内				コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると思われるイベント。助成金:100万円を上限。	地域イベント助成事業実施要綱	
		公共スポーツ施設等活性化助成事業	直接	公共スポーツ施設等の有効活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する事業 助成対象事業 (1)システム整備事業 助成対象施設の有効活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを、新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うもの。 (2)ソフト事業 助成対象施設において実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業。	10/10 以内				助成額 (1)システム整備事業 800万円 (2)ソフト事業 100万円	公共スポーツ施設等活性化助成事業実施要綱	
		合併市町村住民組織活性化支援事業	直接	合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域を活性化することを目的として、合併市町村における地域自治組織、コミュニティ、NPO、自治会等が自主的・主体的に実施する事業に対する助成	10/10 以内				助成額200万円上限 平成11年度以降に合併した市町村及び合併予定の市町村	合併市町村住民組織活性化支援事業実施要綱	
		地域づくりアドバイザー事業	直接	地域社会の活性化を図ることを目的として、地域の活性化を推進するために適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に対する助成	定額 20万円 以内				指導若しくは助言を受ける事業又は研修会等を開催する事業で、テーマに具体性があるもの 助成金:講師報償費、交通費及び宿泊費で、1事業あたり総額で20万円を上限。	地域づくりアドバイザー事業実施要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 課	(財) 地 域 活 性 化 セ ン タ ー	活力ある地域づくり支援事業	直接	(1)広域連携推進助成事業 地域の特性を有効に活用し、地域間の広域的な連携を目的としたソフト事業 (2)活力ある商店街づくり助成事業 地域の特性を活かした、商店街の活性化を目的としたソフト事業 (3)地域資源活用助成事業 地域に存在する自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の地域資源の活用を図ることを目的としたソフト事業	100%以内				○宝くじ普及宣伝の効果が発揮できるもの ○他に国の補助金の交付を受けないもの ○当該年度に確実に事業を完了するもの (1)上限 300万円 (2)上限 300万円 (3)上限 300万円	活力ある地域づくり支援事業実施要綱	
		スポーツ拠点づくり推進事業	直接	全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進することを目的に、小・中・高校生が参加する全国大会を継続的に開催しようとする市町村の事業	10/10				限度額 5,000千円 (ただし、継続開催に必要な備品購入等の初期費用が含まれる場合には、初年度に限り10,000千円以内とする。) 助成期間:10年間を限度とする。	スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱	
		合併市町村住民組織活性化支援事業	直接	合併後に主たる事務所が置かれていない旧市町村の地域において、住民組織等が、自主的、主体的に実施する当該地域を活性化する事業に合併市町村が補助する事業に対して助成	10/10				助成額300万円上限 平成11年度以降に合併した市町村及び平成22年度までに合併予定の市町村		

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接単 間の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消 防 防 災 課	(財) 自 治 総 合 セ ン タ ー	コミュニティ助成事業 ○地域防災組織育成助成事業	直接	ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業 イ 消防職団員等を指導者として、自主防災組織、児童、生徒等の地域住民に対して行う教育訓練活動に関する事業 ウ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、地域住民が消防団の活動に対し積極的な協力を得るために必要となる設備の整備に関する事業 エ 婦人防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 オ 少年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業 カ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業 キ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業	10/10 以内				【事業実施主体】 ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織 イ 市町村 ウ 消防団 エ 市町村及び一部事務組合 オ 市町村及び一部事務組合 カ 女性消防隊を有する市町村 キ 少年消防クラブを有する市町村 【助成金】 1件につき以下の金額で10万円単位 ア 30万円から200万円まで イ 30万円から250万円まで 設備の整備は200万円(上限) ウ 50万円から100万円まで エ 100万円(上限) 防火防災訓練用資器材の整備は60万円(上限) オ 40万円(上限) カ 100万円(上限) キ 100万円(上限)	コミュニティ助成事業 実施要綱	
		婦人防火クラブ員救急講習会事業	直接	婦人防火クラブ員(おおむね100人)を対象とする講習会の実施 講習会の内容 ①救急車が現場到着までに必要な応急処置(心肺蘇生法及び大出血時の止血法) ②自動対外式除細動器(AED)の使用法	10/10 以内				【物件交付等】 心肺蘇生人体モデル 自動対外式除細動器(AED)トレーナー 気道確保モデル 講習用消耗品 配付資料等 【経費助成】 講師謝金 90,000円(上限) 会場借上料 45,000円(上限) 看板製作費 10,000円(上限) 機器使用料 30,000円(上限) 講師昼食代 @1,000円(上限) その他必要な経費については、その都度協議	消防団員安全装備品 整備等助成事業実施 要領	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消防防災課	消防補償等共済基金	消防団員安全装備品整備等助成事業	直接	消防団員の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・靴 ・防火衣一式 ・手袋 ・反射チョッキ ・防寒衣 ・携帯用投光器 ・救命胴衣 ・安心健康管理事業 ・その他基金理事長が特に認めるもの 	10/10以内				【事業実施主体】 基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約関係にある以下に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・消防補償等事務組合 ・一部事務組合消防本部 ・水防事務組合 【助成金】 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として整備等事業に要する経費の全額 ・安心健康管理事業については、1団体あたり60万円 	消防団員安全装備品整備等助成事業実施要領	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国際交流課	(財)自治総合センター	地域国際化推進助成事業	直接	地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業	10/10以内				助成金額:上限200万円 事業主体:市町村が認めるコミュニティ国際交流組織(地域における国際化に資する活動を行う民間組織等)	コミュニティ助成事業 実施要綱	

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
一般廃棄物処理事業	○施設(単独事業分)	90 (通常分75) (財対分15)	財政融資資金 15(3) ※改造事業については 10(2)	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。
	・重点化等事業 (単独事業で、ごみ処理広域化計画に基づいて実施するごみ焼却施設整備事業、1.5億円以上の基幹的設備の改造事業等)			
	・継ぎ足し単独分	75		○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。
	○用地関係	100		
	○清掃運搬施設等整備事業	75	財政融資資金 5(1)	
一般補助施設整備等事業	○原則として、国庫補助金を伴う事業のうち、次に掲げる事業 (主なもの)	充当率は平成23年度地方債充当率(平成23年度総務省告示第143号)を参照すること。	財政融資資金 民間等資金	○地震対策緊急整備事業等 ・強化地域における地震対策緊急整備事業(消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽)に係る元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。
	・特定間伐等促進対策事業	100		
	・防災集団移転事業	90(宅地分譲助成100)		
	・豪雪対策整備事業	80		
	・認定こども園整備事業(他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。)	80		
	・公害防止対策事業(ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業に限る。)	75		
	・地震対策緊急整備事業等	75		
	・住宅資金等貸付事業	75		
	・庁舎整備事業	75		
	○国庫補助(交付金を含む。)を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、上に掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業	75		
	・消防・防災施設整備事業	90(消防庁舎(広域化に係るものを除く)75)		
	・出資金・貸付金、負担金	原則 75		
	○特別転貸債	100		
施設整備事業(一般財源化分)	平成17年度及び平成18年度において廃止・税源移譲された以下の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業 (事業により起債対象事業費の算定が異なる) ・次世代育成支援対策施設整備交付金(公立保育所に限る) ・地域介護・福祉空間整備等交付金 ・社会福祉施設等施設整備費負担金・補助金(市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る) ・消防防災設備整備費補助金	100	民間等資金	○元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。(事業費補正) ※地域介護・福祉空間整備等交付金については、100%(平成23年度までの措置)

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
一般単独事業 〔一般事業〕	○石綿対策事業	95	民間等資金	○特別交付税で措置。
	○中心市街地再活性化等特別対策	75		○特別交付税で措置。
	○公共施設等地上デジタル放送移行対策事業	75		○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。
	○庁舎整備	75		
	○消防・防災施設	90 (消防庁舎(広域化に係るものを除く)75)		○元利償還金の30%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。(消防広域化事業に限る。)
	○その他事業	75		
〔地域活性化事業〕	○河川等事業	90	地方公共団体 金融機構資金	
	○地域総合整備資金貸付事業	100	民間等資金 15(5)	○地方公共団体の利子負担75%(用地取得費に係る部分については50%)を基準財政需要額に算入。
	○循環型社会の形成 ・自然再生・地球温暖化対策事業 ・国土保全対策事業	90	地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。
○自給型地域経済の創造 ・地域資源活用事業 ・地域情報通信基盤整備事業				
○人材力の活性化 ・Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 ・地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ・NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 ○地域の歴史文化資産の活用 ・文化財保護法により指定された有形文化財等の取得、保存及び周辺整備 ・住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等				

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置	
〔地域活性化事業〕	○いのちと生活を守る安心の確保 ・公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり	90	地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。	
	・子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設等				
	・地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備				
	・地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入				
○地方消費者行政、DV対策・自殺防止等の弱者対策・自立の支援					
・児童養護施設、子育て相談施設、ボランティア支援センター等の整備					
○知の地域づくり					
・図書館、試験研究機関等の整備					
〔防災対策事業〕	○防災基盤整備事業 ・単独事業として実施する防災拠点施設、防災情報通信施設などの防災基盤の整備事業	75(特に推進すべき事業は90)	地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。(特に推進すべき事業は50%)	
	○公共施設等耐震化事業 ・単独事業として実施する大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業	90			○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。(特に推進すべき事業は2/3)
	○自然災害防止事業 ・災害発生の予防、災害拡大の防止対策として行う事業(治山・砂防・地滑り・河川・急傾斜地崩壊・ため池・道路防災等)	100			○元利償還金の28.5%~57%を財政力に応じて基準財政需要額に算入。
〔地方道路等整備事業〕	・単独事業として実施する市町村道、農道及び林道の新設・改良事業	90	地方公共団体 金融機構資金 20(5) 民間等資金	○通常分については元利償還金の30%を、財対分については50%を基準財政需要額に算入。(継続事業に限る。)	
	・地方特定道路整備事業	90 (通常分75) (財対分15)			
	・ふるさと農道・林道緊急整備事業				

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
〔旧合併特例事業〕(旧法分)	○旧市町村合併特例事業 ・旧法に基づき合併した市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業 ・市町村振興のための基金の積み立て	95 100(上下水道等公営企業への出資金等で特に必要と認められたもの)	地方公共団体 金融機構資金 民間等資金	○元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
	〔旧合併特例事業〕(新法(改正前)分)			
辺地対策事業	○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に規定する総合整備計画に基づいて実施する事業	100	財政融資資金 10(2) 診療所については 30(5)	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入。
過疎対策事業	○過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業	100	財政融資資金 12(3) 病院、診療所及び職員宿舎については 30(5)	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
公共用地先行取得等事業	○将来、公共用若しくは公用に供することが明らかな用地又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地(用地特別会計で取得するもの)で、施設整備の基本的内容が定まっているものであって、起債同意等申請年度以降10年度以内に事業の用に供するもの。	100	民間等資金 ①用地特別会計の場合10年以内 ②一般会計(用地特別会計を設置しないことにつきやむをえない場合)・充当率100%及び償還期限15年以内・上物の事業債の充当率及び償還期限	○土地開発公社健全化計画により取得する場合には利子支払額の1/2(起債同意等額の2%を上限)を特別交付税により措置。

起債書業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
行政改革推進債	<p>○自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設等の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲で地方債を充当することが可能なもの。</p> <p>○地方財政法第5条但し書きに定める事業の内、普通会計に係る事業の通常債の充当残部分に充当</p>	100	民間等資金	
水道事業 (上水道事業)	<p>○一般会計出資債(水源開発事業、広域化事業、上水道未普及地域解消事業、安全対策事業)</p> <p>○水道事業に必要な施設(取水施設、送導水施設、浄水施設、配水施設等)</p> <p>○その他(鉛製給水管更新事業、水道庁舎公舎、用地取得費、取付道路、事務費等)</p> <p>○簡易水道再編推進事業</p> <p>○用途廃止施設の処分</p>	100	財政融資資金 30(5) 地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○一般会計出資債の元利償還金の45%を基準財政需要額に算入。
水道事業 (簡易水道事業)	<p>○井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>○導水管、送水管、その他導水に必要な施設</p> <p>○沈でん池、ろ過池、滅菌装置、その他浄水に必要な施設</p> <p>○無水源地域簡易水道連絡管、配水池、配水管並びにその他配水に必要な施設</p> <p>○その他(用地費及び補償費、鉛製給水管更新事業、事務費等)</p> <p>○用途廃止施設の処分</p>	補助事業 地方負担額の 100(うち臨時 措置分10) 単独事業 対象事業費の 100(うち臨時 措置分10)	財政融資資金 30(5) 地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○特別交付税で措置。
		100	民間等資金	

起債事業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
病院事業	<p>○病院、診療所、その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等</p> <p>○医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等</p> <p>建設改良費等のうち、平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、次に掲げる区分による</p> <p>a 一般分 病院等の施設整備費のうち、特定分に係るもの以外の額</p> <p>b 特定分 病院等の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分に相当する額</p>	100	財政融資資金 病院、診療所、 職員宿舎、看護 師宿舎 30(5) 機械器具 5(1) 地方公共団体 金融機構資金 病院、診療所、 職員宿舎、看護 師宿舎 30(5) その他 10(2) 民間等資金	<p>○平成13年度以前着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金×2/3×0.6</p> <p>○平成14年度の着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金×2/3×0.45(別途、病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される)</p> <p>○平成15年度以降に同意等が行われた企業債の元利償還金×1/2×0.45(別途、病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される)</p> <p>※ 特定分(建物の建築単価が30万円/㎡を上回る部分に相当する額)については、普通交付税措置対象となる病院事業債から除外される。</p>
介護サービス事業	<p>○介護報酬で運営される次の施設の建設改良費等(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、職員宿舎)</p> <p>○介護のために必要な機械器具の整備費等</p>	100	財政融資資金・ 地方公共団体 金融機構資金 介護老人保健施設、 訪問看護ステーション 30(5) その他の施設 20(3) 民間等資金	
地域開発事業	<p>○内陸工業用地等造成事業</p> <p>○流通業務団地造成事業</p> <p>○都市開発事業</p> <p>○住宅用地造成事業</p>	100	民間等資金	
下水道事業	<p>○公共下水道・特定環境保全公共下水道(主要な管渠、終末処理場及びこれらを補充するポンプ施設等)</p> <p>○流域下水道の市町村負担金</p> <p>○公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道及び農業集落排水施設に係る建設元金・建設利息等(資本費平準化債) ・未稼働分(供用開始前の企業債元利償還金相当額) ・未利用分(供用開始後の企業債利息相当分)</p> <p>・拡大分(供用開始後の施設に係る当該年度の企業債元金償還金相当額から減価償却費相当額を差し引いた額)</p>	100	財政融資資金 30(5) 地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金 民間等資金 財政融資資金 30(5) 地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	<p>○処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金(単独用地費、下水道展示施設の設置に要する分を除く。)を普通交付税の基準財政需要額に算入(事業費補正分:44%~16% 単位費用算入分:5%)</p> <p>○流域下水道については、一般会計からの繰出しに代えて臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置し、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入。(但し、地方単独事業に係るものを除く。)</p>

起債書業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
下水道事業	○農業集落排水施設 ・農山漁村地域整備交付金実施要綱・農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱・村づくり交付金実施要綱又は農村振興総合整備事業実施要綱による農業集落排水施設整備事業に係る施設	100	財政融資資金 30(5) 地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金を基準財政需要額に算入 (事業費補正分:4.4% 単位費用算入分:5%)
	○林業集落排水施設 ・美しい村づくり総合整備事業実施要綱・村づくり交付金実施要綱又は里山エリア再生交付金事業実施要綱によるもの			
	○簡易排水施設 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱等によるもの			
	○小規模集合排水処理施設 ・小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱によるもの			○小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設については一般会計からの繰出しに代えて臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置し、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入。
	○特定地域生活排水処理施設 ・浄化槽市町村整備推進事業実施要綱・循環型社会形成推進交付金交付要綱による個別浄化槽			
	○個別排水処理施設 ・個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別浄化槽			
	○コミュニティ・プラント(本体施設・付属施設・改造事業・用地)	95 ※一般廃棄物 処理事業債で 措置	財政融資資金 15(3) ※改造事業に ついては10(2) 民間等資金	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。
○汚水処理施設整備交付金事業 ・地域再生法に基づく汚水処理施設整備交付金を充てて行うもの	通常分の充当率を適用	財政融資資金 30(5) 地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○対象事業と同様の措置	
観光その他事業	○観光施設等事業 ・宿泊施設 ・温泉施設 等の施設の整備事業	100	地方公共団体 金融機構資金 駐車場 20(3) その他 10(3) ※ 一部例外 施設あり	
	○駐車場整備事業			
	○産業廃棄物処理施設等の整備事業			
	○その他事業 ・CATV ・墓園 等の施設の整備事業		民間等資金	

起債書業名	対象事業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
臨時財政対策債	○普通交付税の基準財政需要額からの縮減額相当額 ・起債の対象額は、地方財政法第33条の5の2第1項に基づき算出した額	100	財政融資資金 地方公共団体 金融機構資金 20(3) 民間等資金	○起債可能額の全額が起債されたものと見なして、元利償還金相当額の100%を基準財政需要額に算入。
第三セクター等改革推進債(平成25年度までの特例措置)	○対象団体 公営企業の廃止、土地開発公社等の解散又は業務の一部廃止、損失補償を行っている法人等の解散もしくは事業の再生への取り組みが将来の健全な財政運営に資すると認められる場合。 ○対象経費 ・公営企業の廃止に伴う施設等の撤去、原状回復に要する経費 ・公営企業の廃止に伴う地方債の繰上償還に要する経費 ・土地開発公社等の解散等を行う場合に必要となる債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費 ・損失保証を行っている第三セクター、地方住宅供給公社が法的整理等を行う場合に必要となる損失補償に要する経費 ・第三セクター、地方公社に係る地方公共団体からの短期貸付金の整理に要する経費 等	100	民間等資金 償還は10年以上を基本とする。	※発行に係る地方公共団体の利子負担額について、必要に応じて特別交付税措置の対象とすることとされているが、具体的対象等については検討中。

平成23年度市町村振興資金貸付対象事業

資金名		対象事業	充当率	貸付利率	元利補給金率	償還期間	貸付額(百万円)	
							平成23年度	平成22年度
市 町 村 振 興 資 金	百花繚乱まちづくり推進資金	特別分	75%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減(下限0.1%)	元利償還金の20%(ただし、景観形成地域における景観形成関連公共施設整備事業は40%)	10年	280	280
		一般分	75%	特別分の1/2(小数点以下第2位切り捨て)(下限0.1%)	---	10年	1,400	1,400
	合併推進資金	・合併関連公共施設整備事業	75%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減(下限0.1%)	元利償還金の35%	10年	300	300
	リニアモーターカー関連事業資金	・リニアモーターカー山梨実験線の建設に関連する公共施設整備事業	100%	百花繚乱まちづくり推進資金特別分の1/2(小数点以下第2位切り捨て)(下限0.1%)	元利償還金の60%	10年	100	100
	小計						2,080	2,080
辺地振興資金		・要綱で規定する辺地(準辺地)を有する市町村について、その辺地地域の公共施設整備事業(国の制度に基づく辺地を除く。)	100%	百花繚乱まちづくり推進資金特別分の1/2(小数点以下第2位切り捨て)(下限0.1%)	---	10年	100	100
過疎地域振興資金		・要綱で規定する過疎地域の市町村の公共施設整備事業(国の制度に基づく過疎地域を除く。)	100%	百花繚乱まちづくり推進資金特別分の1/2(小数点以下第2位切り捨て)(下限0.1%)	---	10年	150	150
合計							2,330	2,330

市町村への貸付金

その他の貸付金

貸付金名	対象事業	貸付利率	償還期間	償還方法
(財)山梨県市町村振興協会「短期貸付」	○災害時における市町村の緊急融資事業	政府資金の貸付利率以下の率で理事長が定める。	同一会計年度内	一括償還
(財)山梨県市町村振興協会「長期貸付」	○消防用自動車等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業	政府資金の貸付利率以下の率で理事長が定める。	5年償還(うち据置1年) 12年償還(うち据置2年) 15年償還(うち据置3年)	半年賦元金均等償還
	○教育及び文化の向上に資するための事業			
	○スポーツの振興及び健康増進に資するための事業			
	○生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業			
	○文化財の保存に資するための事業			
	○集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業			
	○自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業			
	○その他理事会において必要と認めた事業			

平成23年度

市町村への国県支出金の概要
平成23年7月 発行

編集 山梨県総務部市町村課
甲府市丸の内1丁目6-1
電話055-237-1111(代)